

鴨川市過疎地域持続的発展計画 (案)

令和 8 年度～令和 12 年度

千葉県鴨川市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	13
(4)	地域の持続的発展の基本方針	19
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	19
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	19
(7)	計画期間	19
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	19
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	22
3	産業の振興	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	25
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	28
(4)	産業振興促進事項	31
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	33
4	地域における情報化	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	35
5	交通施設の整備、交通手段の確保	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	38
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
6	生活環境の整備	43
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	44
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	48
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	49

（1）現況と問題点.....	49
（2）その対策.....	50
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	53
（4）公共施設等総合管理計画等との整合.....	55
8 医療の確保.....	56
（1）現況と問題点.....	56
（2）その対策.....	56
9 教育の振興.....	58
（1）現況と問題点.....	58
（2）その対策.....	59
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	61
（4）公共施設等総合管理計画等との整合.....	65
10 集落の整備.....	66
（1）現況と問題点.....	66
（2）その対策.....	66
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	67
（4）公共施設等総合管理計画等との整合.....	68
11 地域文化の振興等.....	69
（1）現況と問題点.....	69
（2）その対策.....	69
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	70
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	71
（1）現況と問題点.....	71
（2）その対策.....	71
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	71
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	72
（1）現況と問題点.....	72
（2）その対策.....	72
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	73
◎過疎地域持続的発展特別事業一覧（令和8年度～令和12年度）.....	74

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 概要

(ア) 沿革

本市は、人口の減少や少子・高齢化の進行など、直面する様々な課題に的確に対応し、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていくため、平成 17 年 2 月 11 日、旧天津小湊町と旧鴨川市の合併により誕生した。

本市において過疎地域とみなされる区域は、昭和 30 年 2 月 11 日に安房郡天津町と安房郡小湊町が合併した旧天津小湊町の区域である。

(単位 : km^2 、人)

施行年月日	沿革	面積	人口
昭和 3 年 11 月 10 日	安房郡湊村が小湊町となる	...	2,966
昭和 29 年 6 月 1 日	君津郡亀山村の一部を安房郡天津町に編入	9.3	355
昭和 30 年 2 月 11 日	安房郡天津町] 安房郡天津小湊町になる 安房郡小湊町	28.7	8,376
平成 17 年 2 月 11 日	鴨川市] 新「鴨川市」になる 安房郡天津小湊町	15.8 147.35 43.95	4,237 29,981 7,672

(イ) 位置及び地勢

本市は千葉県房総半島の南東部、太平洋側に位置し、東は勝浦市、西は南房総市及び鋸南町に、また、北は大多喜町、君津市及び富津市に接しており、面積は 191.14 km^2 、千葉県全体 ($5,156.48 \text{ km}^2$) の約 3.7% を占めている。(令和 6 年 10 月 1 日現在)

このうち、過疎地域とみなされる旧天津小湊町の区域は、南側が太平洋に面していることから、黒潮の影響を受けて気候が温暖である。海岸線の延長は約 8 km で、南房総国定公園の一部となっており、海水浴に適した砂浜と磯根資源の豊かな岩礁地帯がある。北は清澄山系に属する山間地及び丘陵地が広がり、その一部は県立養老渓谷奥清澄自然公園に指定されている。平坦地は比較的少なく、市街地や耕地は海岸沿いを中心に形成されている。



イ 過疎の状況

旧天津小湊町は、平成2年に施行された過疎地域活性化特別措置法により、また、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域としての指定を受け、産業の振興、高齢化への対応、生活基盤の整備などを中心に各種施策を展開してきた。

平成17年2月11日に旧鴨川市との合併により新たに「鴨川市」が誕生したが、過疎地域であった旧天津小湊町の区域は、過疎地域とみなされる区域として引き続き過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなり、法令の規定に基づく「鴨川市過疎地域自立促進計画」を、合併後の第1期目として平成17年度から平成21年度までの5年間、第2期目として平成22年度から平成27年度までの6年間、第3期目として平成28年度から令和2年度までの5年間をそれぞれの計画期間として策定した。

令和3年に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧天津小湊町の区域は、過疎地域とみなされる区域として引き続き指定を受けることとなり、法令の規定に基づく「鴨川市過疎地域持続的発展計画」を令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定した。

また、目標年次を平成27年度とする「第1次鴨川市基本構想」、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「鴨川市第1次5か年計画」及び平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「鴨川市第2次5か年計画」並びに目標年次を令和7年度とする「第2次鴨川市基本構想」及び平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「鴨川市第3次5か年計画」及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「鴨川市第4次5か年計画」を策定し、これらの計画に基づき、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設、上下水道施設、廃棄物処理施設、消防・防災施設、市道などの社会資本整備のほか、集落の維持に係るソフト事業を積極的に展開し過疎地域の振興を図ってきた。

しかしながら、旧天津小湊町の区域においては、依然として若年層の流出などによる人口の減少と少子・高齢化が進行する中、古くからの基幹産業である漁業を始めとする第1次産業においては、水産資源の減少や後継者不足などが大きな課題となっている。また、観光面では、国の特別天然記念物に指定される「鯛の浦タイ生息地」や「清澄の大スギ」に代表される豊かな自然環境や美しい景観、日蓮聖人ゆかりの名刹や数多くの歴史的資源を有しているものの、近年の観光入込客数は減少傾向にあるなど、地域経済は総じて低迷気味であり、これに伴う雇用情勢も厳しい状況にある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

地方分権の一層の進展、人口の減少と顕著な少子・高齢化など、地方の社会情勢が大きく変容する中、地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりが求められている。

旧天津小湊町では、これまで全国の先進的な事例となった住民自らの手による街路灯の設置、地域主体の公園づくり、農林水産資源の直販施設の開設、環境美化、福祉及び観光ボランティアなど、住民の自主的かつ主体的な地域づくりが実践してきた。

合併後の本市は、平成18年度から平成27年度までの10年間を取組期間とする第1次鴨川市基本構想においては、「自然と歴史を活かした観光・交流都市 ～みんなで創る光り輝くふるさとをめざして～」を、平成28年度から令和7年度までの10年間を取組期間とする第2次鴨川市基本構想においては、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を目指すべき将来像として掲げ、これまで関連施策

の総合的かつ計画的な推進に取り組んできた。今後は令和7年12月に策定した第3次鴨川市基本構想に基づき、本市固有の恵まれた自然環境や貴重な歴史的資源に代表される有形無形の多様な地域資源を有効に活かしながら、産学民官の協働による活力に満ちた地域の自立促進を社会経済的発展の基本的な方向として各種施策を展開するものとする。

まず、生活基盤については、道路、公園、漁港、防災施設などの社会資本の整備を計画的に進める一方、可住地面積が少ないことから、良好な住宅地を形成するため、計画的な土地利用を促進する。また、東関東自動車道館山線や一般国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備により交通アクセスは着実に向上しているが、都市との交流、物流や通勤・通学などの観点から、広域幹線道路網とそれを補完する市道などの一層の整備、鉄道やバスなどの公共交通機関の一層の利便性の向上を図る。

産業振興については、第1次産業を魅力ある産業として再生するため、生産基盤の整備などを計画的かつ着実に推進する一方、農林水産業と異種産業の連携による新たな産業振興施策を促進する。商業振興については、商工会など関係団体との連携を図りながら、各種の商業振興に資する事業を支援する。観光業については、地域固有の観光資源を活かす施策を推進するとともに、地域プランディングや効果的な情報発信などにより、観光客の誘致を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより縮小した国内旅行市場において、ポストコロナを見据えた取組により外国人旅行者の回復に努めるなど、多様な課題に対応するとともに、新たな客層の開拓や長期間滞在などの新たな観光需要への対応として、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ（もてなしの心）の醸成など、観光振興を担う人材の育成に取り組む。

市民が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりの生涯を通じた継続的な健康づくりと福祉サービスの充実が必要不可欠である。このことから、小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などの受診率向上や食生活改善への取組を始め、健康づくりに関する各種団体との連携により健康寿命の延伸に努めるとともに、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政の協働により、地域における助け合い・ささえあいの仕組みづくりを推進する。

教育振興については、小中一貫教育を基軸に、0歳から15歳までの子どもたちの連続性のある学び・育ちを重視した教育の在り方を追求するとともに、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を推進する。また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進する。

子育て支援においては、認定こども園への移行が完了し、これまで以上に子育てしやすい環境が整う一方、保護者の就労形態が多様化していることから、保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、預かり保育、病児保育など、保育サービスの一層の充実を図る。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、令和2年の国勢調査の結果によると 32,116 人であり、昭和35年以降一貫して減少傾向にあるが、世帯数は核家族化の進行により増加傾向にある。

このうち旧天津小湊町の区域における人口は、国勢調査の結果によると、昭和35年には11,846人、昭和50年には9,886人、平成2年には8,640人、平成17年には7,208人、令和2年には5,212人となっており、昭和50年から令和2年までの45年間で、4,674人の減（△47.3%）となっている。

また、年齢3区分の国勢調査人口比率をみると、高齢者比率（65歳以上の人口の全人口に占める割合）は、昭和50年の12.0%に対し、令和2年は45.0%となり、令和2年における県全体の高齢者比率27.6%と比較すると、高齢化の進行が顕著である。

なお、若年者比率（15歳から29歳までの人口の全人口に占める割合）は、昭和50年の17.8%に対し、令和2年は9.6%と減少の一途をたどっている。

このような中、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年の32,116人から令和32年には22,407人に減少することが見込まれている。これを年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上の人口）は12,478人から9,577人に、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は16,644人から11,030人に、年少人口（0歳から14歳までの人口）は2,994人から1,800人にそれぞれ減少することが見込まれている。

表1-1(1-1) 人口の推移(国勢調査)【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 11,846	人 11,292	% △4.7	人 10,357	% △8.3	人 9,886	% △4.5	人 9,479	% △4.1	
0歳～14歳	4,016	3,276	△18.4	2,648	△19.2	2,390	△9.7	2,095	△12.3	
15歳～64歳	6,833	6,994	2.4	6,587	△5.8	6,311	△4.2	6,059	△4.0	
うち 15歳～ 29歳 (a)	2,313	2,286	△1.2	2,076	△9.2	1,764	△15.0	1,452	△17.7	
65歳以上 (b)	997	1,022	2.5	1,122	9.8	1,185	5.6	1,325	11.8	
(a)／総数 若年者比率	% 19.5	% 20.2	—	% 20.0	—	% 17.8	—	% 15.3	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 8.4	% 9.1	—	% 10.8	—	% 12.0	—	% 14.0	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 9,163	% △3.3	人 8,640	% △5.7	人 8,172	% △5.4	人 7,672	% △6.1	人 7,208	% △6.0
0歳～14歳	1,799	△14.1	1,499	△16.7	1,267	△15.5	997	△21.3	774	△22.4
15歳～64歳	5,888	△2.8	5,462	△7.2	4,930	△9.7	4,469	△9.4	4,068	△9.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,363	△6.1	1,248	△8.4	1,132	△9.3	1,044	△7.8	884	△15.3
65歳以上 (b)	1,476	11.4	1,673	13.3	1,975	18.1	2,206	11.7	2,366	7.3
(a)／総数 若年者比率	% 14.9	—	% 14.4	—	% 13.9	—	% 13.6	—	% 12.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 16.1	—	% 19.4	—	% 24.2	—	% 28.8	—	% 32.8	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,493	% △9.9	人 5,942	% △8.5	人 5,212	% △12.3
0歳～14歳	634	△18.1	561	△11.5	404	△28.0
15歳～64歳	3,504	△13.9	2,963	△15.4	2,443	△17.5
うち 15歳～ 29歳 (a)	688	△22.2	608	△11.6	501	△17.5
65歳以上 (b)	2,352	△0.6	2,416	2.7	2,343	△3.0
(a)／総数 若年者比率	% 10.6	—	% 10.2	—	% 9.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 36.2	—	% 40.7	—	% 45.0	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1-1(1-2) 人口の推移(国勢調査)【市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 46,054	人 43,828	% △4.8	人 42,308	% △3.5	人 41,735	% △1.4	人 41,159	% △1.4	
0歳～14歳	14,281	11,332	△20.6	9,634	△15.0	9,375	△2.7	8,821	△5.9	
15歳～64歳	27,739	28,212	1.7	27,750	△1.6	26,847	△3.3	26,217	△2.3	
うち 15歳～ 29歳 (a)	9,385	9,329	△0.6	8,927	△4.3	7,760	△13.1	6,448	△16.9	
65歳以上 (b)	4,034	4,284	6.2	4,924	14.9	5,513	12.0	6,121	11.0	
(a)／総数 若年者比率	% 20.4	% 21.3	—	% 21.1	—	% 18.6	—	% 15.7	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 8.8	% 9.8	—	% 11.6	—	% 13.2	—	% 14.9	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 40,965	% △0.5	人 39,866	% △2.7	人 39,283	% △1.5	人 37,653	% △4.1	人 36,475	% △3.1
0歳～14歳	8,026	△9.0	6,536	△18.6	5,677	△13.1	4,738	△16.5	4,183	△11.7
15歳～64歳	25,875	△1.3	25,315	△2.2	24,299	△4.0	22,652	△6.8	21,201	△6.4
うち 15歳～ 29歳 (a)	6,083	△5.7	6,406	5.3	6,402	△0.1	5,784	△9.7	4,789	△17.2
65歳以上 (b)	7,064	15.4	7,991	13.1	9,298	16.4	10,263	10.4	11,022	7.4
(a)／総数 若年者比率	% 14.8	—	% 16.1	—	% 16.3	—	% 15.4	—	% 13.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 17.2	—	% 20.0	—	% 23.7	—	% 27.3	—	% 30.2	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 35,766	% △1.9	人 33,932	% △5.1	人 32,116	% △5.4
0歳～14歳	3,929	△6.1	3,524	△10.3	2,991	△15.1
15歳～64歳	20,221	△4.6	17,985	△11.1	16,205	△9.9
うち 15歳～ 29歳 (a)	4,446	△7.2	4,244	△4.5	4,204	△0.9
65歳以上 (b)	11,567	△4.9	12,295	6.3	12,375	0.7
(a)／総数 若年者比率	% 12.4	—	% 12.5	—	% 13.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 32.3	—	% 36.2	—	% 38.5	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1－1(2-1) 人口の推移(住民基本台帳)【過疎地域とみなされる区域】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 7,933	—	人 7,431	—	% △6.3	人 6,731	—	% △9.4
男	% 3,890	49.0	% 3,601	48.5	△7.4	% 3,256	48.4	△9.6
女	% 4,043	51.0	% 3,830	51.5	△5.3	% 3,475	51.6	△9.3

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 6,206	—	% △7.8	人 5,437	—	% △12.4	
男 (外国人住民除く)	3,021	48.7	△7.2	2,647	48.7	△12.4	
女 (外国人住民除く)	3,185	51.3	△8.3	2,790	51.3	△12.4	
参考	男 (外国人住民)	12	23.1	—	21	26.6	75.0
	女 (外国人住民)	40	76.9	—	58	73.4	45.0

区分	令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 4,799	—	% △11.7	
男 (外国人住民除く)	2,337	48.7	△11.7	
女 (外国人住民除く)	2,462	51.3	△11.8	
参考	男 (外国人住民)	64	39.0	204.8
	女 (外国人住民)	100	61.0	72.4

表1－1(2-2) 人口の推移(住民基本台帳)【市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 38,602	—	人 37,400	—	% △3.1	人 36,067	—	% △3.6
男	% 18,478	47.9	% 17,914	47.9	△3.1	% 17,291	47.9	△3.5
女	20,124	52.1	19,486	52.1	△3.2	18,776	52.1	△3.6

区分		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 34,319	—	% △4.8	人 31,847	—	% △7.2
男 (外国人住民除く)		16,451	47.9	△4.9	15,315	48.1	△6.9
女 (外国人住民除く)		17,868	52.1	△4.8	16,532	51.9	△7.5
参考	男 (外国人住民)	143	34.9	—	236	38.7	65.0
	女 (外国人住民)	267	65.1	—	374	61.3	40.1

区分		令和 7 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 29,121	—	% △8.6
男 (外国人住民除く)		14,036	48.2	△8.4
女 (外国人住民除く)		15,085	51.8	△8.8
参考	男 (外国人住民)	335	39.8	41.9
	女 (外国人住民)	507	60.2	35.6

表 1-1(3) 人口の今後の見通し (国立社会保障・人口問題研究所) 【市全体】

区分	令和 2 年	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年	
	国勢調査	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 32,116	人 29,748	% △7.4	人 28,186	% △5.3	人 26,610	% △5.6
0 歳～14 歳	2,994	2,439	△18.5	2,160	△11.4	1,996	△7.6
15 歳～64 歳	16,644	15,335	△7.9	14,744	△3.9	13,717	△7.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,455	4,073	△8.6	3,856	△5.3	3,338	△13.4
65 歳以上 (b)	12,478	11,974	△4.0	11,282	△5.8	10,897	△3.4
(a)／総数 若年者比率	% 13.9	% 13.7	—	% 13.7	—	% 12.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 38.9	% 40.3	—	% 40.0	—	% 41.0	—

区分	令和 22 年		令和 27 年		令和 32 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 25,092	% △5.7	人 23,663	% △5.7	人 22,407	% △5.3
0 歳～14 歳	1,980	△0.8	1,921	△3.0	1,800	△6.3
15 歳～64 歳	12,414	△9.5	11,546	△7.0	11,030	△4.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,825	△15.4	2,536	△10.2	2,357	△7.1
65 歳以上 (b)	10,698	△1.8	10,196	△4.7	9,577	△6.1
(a)／総数 若年者比率	% 11.3	—	% 10.7	—	% 10.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 42.6	—	% 43.1	—	% 42.7	—

イ 産業の推移と動向

令和2年の国勢調査の結果によると、旧天津小湊町の区域における就業者数は2,599人で、就業率は54.3%、このうち産業別就業人口比率は、第1次産業7.8%、第2次産業14.7%、第3次産業75.0%となっており、第1次産業の就業人口比率は、昭和35年の46.7%から大きく減少した。旧天津小湊町の区域では農業従事者が少なく、第1次産業の大半を漁業従事者が占めていたものの、水産資源の減少や魚価の低迷による漁業所得の減少などを要因に、就業者の高齢化や後継者不足をもたらすなど、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

第2次産業の就業人口割合は、建設業54.3%、製造業45.7%であり、建設業の割合が県平均値39.2%と比して高くなっている。我が国の長引く景気低迷に伴い、民需・官需とともに低調であるなど、建設業の動向が懸念される。また、製造業は、小規模な経営体による家内工業や水産加工業などが中心であるが、就業者数は年々減少しており、その内情には後継者問題など多くの課題を抱えている。また、昨今の大企業による少品種大量生産の普及に加え、海外生産物の流通などにより、地方の中小企業の経営は厳しさを増している。

第3次産業の就業人口比率は、昭和35年は36.7%であったが、それ以降は一貫して増加傾向で推移している。

旧天津小湊町には、豊かな自然環境や日蓮聖人生誕の地としての歴史資源に加え、ホテルや旅館、民宿などの宿泊施設が集積されていたことから、これらの地域特性を活かした観光産業が成長してきた。観光地間の競争が激化している今日、農林漁業を始めとする異種産業間の連携を図りながら、新たな観光資源の創造や魅力づくり、SNSなどを利用した情報発信、広域観光の推進など、地域をあげて観光振興を推進する必要がある。

表1－1(4-1) 産業別人口の動向 (国勢調査)【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,860	% △0.9	人 4,814	△0.9	人 4,671	△3.0	人 4,561	△2.4	人 4,686	2.7
第1次産業 就業人口比率	% 46.7	% 39.3	—	—	% 29.0	—	% 23.3	—	% 19.4	—
第2次産業 就業人口比率	% 16.6	% 16.7	—	—	% 20.4	—	% 20.4	—	% 19.8	—
第3次産業 就業人口比率	% 36.7	% 44.0	—	—	% 50.6	—	% 56.2	—	% 60.8	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,651	% △0.7	人 4,560	△2.0	人 4,440	△2.6	人 4,037	△9.1	人 3,633	△10.0
第1次産業 就業人口比率	% 17.2	—	% 13.4	—	% 11.1	—	% 11.0	—	% 10.4	—
第2次産業 就業人口比率	% 19.2	—	% 20.5	—	% 22.4	—	% 19.8	—	% 17.4	—
第3次産業 就業人口比率	% 63.5	—	% 66.1	—	% 66.5	—	% 69.2	—	% 71.9	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,197	% △12.0	人 2,931	△8.3	人 2,599	△11.3
第1次産業 就業人口比率	% 9.2	—	% 8.5	—	% 7.8	—
第2次産業 就業人口比率	% 15.6	—	% 16.3	—	% 14.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 74.6	—	% 74.8	—	% 75.0	—

表1-1(4-2) 産業別人口の動向(国勢調査)【市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 22,362	人 21,470	% △4.0	人 22,051	% 2.7	人 21,192	% △3.9	人 21,259	% 0.3	
第1次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	58.8	50.2		41.0		33.3		27.7		
第2次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	11.6	12.6		15.4		16.5		18.1		
第3次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	29.6	37.2		43.5		49.8		54.1		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 21,265	% 0.0	人 20,841	% △2.0	人 21,354	% 2.5	人 19,955	% △6.6	人 18,787	% △5.9
第1次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	23.9		18.4		15.9		14.9		14.0	
第2次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	18.5		19.5		19.1		18.0		15.8	
第3次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	57.4		62.0		65.1		67.0		69.6	

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,340	% △7.7	人 16,794	% △3.1	人 15,620	% △7.0
第1次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	10.8		10.7		8.1	
第2次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	14.0		13.0		11.7	
第3次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	74.0		74.7		76.5	

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

人口の減少と少子・高齢化が一層顕著となる中、地方分権時代の市町村にあっては、自らの責任と判断で、自らの進むべき方向を見定め、具体的な施策を実行することのできる行政能力と財政基盤の確立が強く求められている。

旧天津小湊町は、平成 17 年 2 月 11 日に旧鴨川市と合併したが、その合併のメリットを最大限に活かす一方で、自立した自治体経営を確立するため、行政組織機構の見直し、定員適正化計画に基づく職員数の適正管理、事務事業の検証に伴う行財政運営の一層の効率化、職員の意識改革や資質の向上など、行財政改革への取組を計画的に推進しながら、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応することが可能となるよう、安定した行財政基盤を構築する必要がある。

また、道路交通網の整備や情報化の進展などに伴い、市民の日常生活圏は市町村の行政区域を越えて広がっている。このため、本市を含む安房地域の 3 市 1 町においては、安房郡市広域市町村圏事務組合を組織し、消防及び救急業務、粗大ごみ処理、火葬場の運営、地域の救急医療などを実施しており、令和 8 年 4 月には、安房地域における水道事業を統合し、共同処理事務として水道事業の経営が加わることとなっている。ごみの処理については、6 市 1 町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）による広域廃棄物処理事業により、令和 9 年 4 月の操業開始を目指し、新たな処理施設の整備が進められている。単独の市町村では対応が困難な行政課題については、周辺自治体との連携の下、引き続き広域行政の推進を図る必要がある。

イ 財政の状況

旧天津小湊町における平成 12 年度と平成 15 年度の決算状況を比較すると、地方税や地方交付税に代表される一般財源が大幅に減少し、これによって生じた財源不足は地方債の発行などにより補ってきた。このため、起債制限比率や経常収支比率が短期間で高率に推移するなど、財政構造の硬直化が顕著となっていた。

平成 17 年 2 月 11 日、合併当時の旧天津小湊町と旧鴨川市の財政状況は共に逼迫していたが、合併に伴う国の財政支援、地方債や地方交付税上の特例措置などに加え、職員の定員適正化や行財政改革への積極的かつ計画的な取組により、合併当時に比べると相応の改善が図られてきた。しかし、普通交付税の合併算定替が縮減される中、東日本大震災を契機とする災害に強いまちづくりの取組などを進めた結果、財政調整基金は大幅に減少し、財政運営に支障を来す恐れが生じたため、平成 30 年 8 月に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、庁内仕分けを核とする内部マネジメントシステムの整備による歳出抑制や、自主財源の確保などの取組を進め、令和 4 年 10 月には方針の改定を行った。

人口の減少と少子・高齢化が同時に進行するという社会構造の中、高度かつ多様な住民ニーズへの対応に多額の財政需要が見込まれることなどを考慮すると、引き続き改革の手を緩めることなく、安定した財政基盤の構築に取り組むことが極めて重要である。

表1－2(1-1) 財政の状況【過疎地域とみなされる区域】 (単位:千円)

区分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	3,127,877	3,545,832
一般財源	2,316,740	1,832,858
国庫支出金	95,833	345,178
県支出金	124,103	158,312
地方債	72,400	547,600
うち過疎対策事業債	0	82,400
その他	518,801	661,884
歳出総額 B	2,989,742	3,372,417
義務的経費	1,470,189	1,407,482
投資的経費	268,341	726,398
うち普通建設事業	262,908	670,869
その他	1,251,212	1,238,537
過疎対策事業費	175,709	624,718
歳入歳出差引額 C (A-B)	138,135	173,415
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,573	0
実質収支 C-D	132,562	173,415
財政力指数	0.355	0.369
公債費負担比率	15.3%	16.7%
起債制限比率	12.3%	15.0%
経常収支比率	84.2%	88.8%
地方債現在高	3,073,690	3,334,333
基金積立金現在高	577,875	510,959
うち財政調整基金現在高	465,617	226,011

表1－2(1-2) 財政の状況【市全体】

(単位:千円)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	14,481,655	17,909,630	16,310,682	21,640,035
一般財源	9,271,194	9,798,913	10,115,310	10,005,535
国庫支出金	1,057,898	2,251,310	1,659,777	5,842,011
県支出金	621,479	911,736	1,203,709	1,241,980
地方債	1,303,785	3,087,787	1,478,914	1,775,940
うち過疎対策事業債	29,800	12,300	900	440,100
その他	2,227,299	1,859,884	1,852,972	2,774,569
歳出総額 B	13,674,226	17,135,636	15,619,365	20,937,734
義務的経費	7,185,746	7,151,406	7,436,402	8,095,567
投資的経費	1,592,560	4,710,884	2,492,723	1,750,692
うち普通建設事業	1,373,798	4,687,091	2,483,633	1,456,808
その他	4,895,920	5,273,346	5,690,240	11,091,475
過疎対策事業費	231,392	215,455	104,576	713,575
歳入歳出差引額 C (A-B)	807,429	773,994	691,317	702,301
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,516	69,475	87,621	103,648
実質収支 C-D	796,913	704,519	603,696	598,653
財政力指数	0.547	0.55	0.53	0.53
公債費負担比率	18.1%	15.6%	15.6%	15.9%
実質公債費比率	17.9%	14.6%	10.5%	10.3%
起債制限比率	15.9%	—	—	—
経常収支比率	94.7%	83.5%	90.2%	98.5%
将来負担比率	—	117.2%	106.0%	98.5%
地方債現在高	16,958,686	18,411,219	20,194,083	18,882,874
基金積立金現在高	1,608,472	3,834,179	4,866,060	3,047,744
うち財政調整基金現在高	724,121	2,620,167	2,442,778	861,710

区分	令和5年度
歳入総額 A	18,573,004
一般財源	10,742,689
国庫支出金	2,518,121
県支出金	1,063,220
地方債	979,820
うち過疎対策事業債	69,500
その他	3,269,154
歳出総額 B	17,724,385
義務的経費	8,309,892
投資的経費	1,431,804
うち普通建設事業	1,317,869
その他	7,982,689
過疎対策事業費	586,242
歳入歳出差引額 C (A-B)	848,619
翌年度へ繰越すべき財源 D	160,681
実質収支 C-D	687,938
財政力指数	0.50
公債費負担比率	14.0%
実質公債費比率	9.9%
起債制限比率	—
経常収支比率	102.2%
将来負担比率	80.1
地方債現在高	16,968,629
基金積立金現在高	3,481,130
うち財政調整基金現在高	1,622,353

ウ 施設整備水準

旧天津小湊町は、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受け、町道や上水道、小・中学校施設など、公共施設の整備を進めてきた。

また、旧鴨川市との合併後も、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設を始めとする公共施設などの整備を推進してきた結果、施設整備水準は着実に上昇しているものの、市道の改良率やし尿処理に係る水洗化率などが未だ低位にあることから、今後もこれらの計画的な整備を進める必要がある。

なお、医療施設は、旧天津小湊町の区域において民間の診療所及び歯科診療所がそれぞれ1施設立地しているほか、市内には市立国保病院や民間の大規模な総合病院が立地するなど、良好な環境にあるものの、介護施設などの設置状況は、地域によって異なっている。

表1-2(2-1) 主要公共施設等の整備状況 【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成15 年度末
市道					
改良率 (%)	4.7	11.5	12.0	17.0	18.3
舗装率 (%)	7.2	73.3	77.6	83.7	88.2
農道					
総延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	20.2	30.4	12.8	14.6	14.7
林道					
総延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	11.1	5.3	3.6	2.9	2.9
水道普及率 (%)	—	—	92.8	95.7	98.0
水洗化率 (%)	—	—	—	65.0	71.4
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	4.4	1.3	0.0	0.0	0.0

表1－2(2-2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市道					
改良率 (%)	—	14.5	19.0	24.1	30.9
舗装率 (%)	—	32.6	58.4	65.2	68.3
農道					
総延長 (m)	—	—	—	—	8,047
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	—	12.3	0.9	1.6	—
林道					
総延長 (m)	—	—	—	—	70,495
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	—	8.3	2.4	4.4	—
水道普及率 (%)	—	—	79.1	92.8	97.1
水洗化率 (%)	—	—	—	61.4	76.3
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	—	28.7	39.6	38.8	44.5

区分	令和 2 年 度末	令和 5 年 度末
市道		
改良率 (%)	31.9	31.9
舗装率 (%)	69.2	69.5
農道		
総延長 (m)	8,047	8,047
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	—	—
林道		
総延長 (m)	69,605	69,605
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	99.5	99.6
水洗化率 (%)	85.3	87.2
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	48.3	47.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的方向

旧天津小湊町の区域は、多くの人々が訪れる自然環境や歴史的資源に恵まれた地域である。

この固有の資源を最大限に活かし、第3次鴨川市基本構想に即した地域振興及び地域の自立を促進する。

[第3次鴨川市基本構想に示すまちづくりの基本理念]

基本理念1：「交流」のまちづくり

基本理念2：「元気」のまちづくり

基本理念3：「環境」のまちづくり

基本理念4：「協働」のまちづくり

基本理念5：「安心」のまちづくり

[第3次鴨川市基本構想に示す将来都市像]

健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川

[第3次鴨川市基本構想におけるまちづくりの基本方針]

基本方針1：地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち

基本方針2：魅力あふれる住みやすいまち

基本方針3：自然と共生する安心・安全なまち

基本方針4：夢と学びのまち

基本方針5：健やかに暮らせる福祉のまち

基本方針6：健全で効率的な行財政運営を実現するまち

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口の将来展望

(ア) 展望に当たっての視点

- ・合計特殊出生率の向上を図る。
- ・移住・定住の促進により、社会増減の均衡を図る。

(イ) 将来展望

人口が減少していくことを前提に、その減少幅を抑制していくことを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

府内検証機関において、基本目標及び分野別目標の達成度を中間年度及び最終年度に検証する。検証結果は、議会へ報告し、ホームページで公表する。

(7) 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 基本的方向

鴨川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）では、公共施設マネジメント方針として、住み続けたい、新たに住みたいまちづくりにつながる公共施設マネジメント

を掲げ、以下に示す5つの柱に沿った改善を行うこととしている。また、将来の人口構成の変化や地域のまちづくりと連動した公共施設の適正配置を進める中で、施設の複合化、統合・再編などにより、市全体の公共施設の総量（延床面積）を現状の保有面積から3万m²以上削減することを目指している。

[5つの柱]

- 1：鴨川の資源を活かした公共施設の有効活用
- 2：地域の状況に応じた公共施設の見直しによる持続可能なまちづくり
- 3：公共施設跡地の有効活用と学校の多目的活用
- 4：計画的保全による長寿命化
- 5：民間活用

この計画においては、管理計画との整合を図り、公共施設などの配置の最適化を推進することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本市の人口は年々減少傾向にあり、とりわけ旧天津小湊町の区域においては、その傾向が顕著であることから、人口減少に歯止めをかけるための移住・定住促進対策は喫緊の課題である。そのため、田舎暮らしへのニーズに応える移住支援などとともに、社会経済状況の変化を踏まえて新たな移住・定住促進対策の検討を行っていく必要がある。

また、これらの制度について効果的な周知を図る必要がある。

イ 地域間交流の促進

地域の活性化や友好関係の一層の進展に資するため、本市の豊かな自然環境や歴史・文化資源、農林水産資源など多くの地域資源を活用し、姉妹都市である山梨県南巨摩郡身延町を始め、友好都市の東京都荒川区、埼玉県さいたま市や君津市などとの交流活動を積極的に展開する必要がある。

また、国際姉妹都市である米国ウィスコンシン州マニトワック市との交流を始め、国際交流をより一層推進するとともに、国際交流員や国際交流協会などとの連携の下、在住外国人の生活支援など多文化共生の地域づくりを進める必要がある。

ウ 地域コミュニティを支える人材の確保・育成

少子・高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの機能低下が顕著となる中、地域の課題に対応していくため、地域コミュニティを支える新たな人材の確保・育成に向けた取組が必要である。

（2）その対策

ア 移住・定住の促進

○安全で快適な住まいづくりの促進

住宅・建築物耐震改修等事業

がけ地近接地等危険住宅移転事業

空き家対策事業

○移住定住の促進

移住定住支援事業

イ 地域間交流の促進

○国際化の推進

国際化推進事業

青少年海外派遣事業

○多文化共生の推進

外国人も暮らしやすいまちづくり事業

○国内姉妹都市等との交流の促進

国内姉妹都市等交流事業

ウ 地域コミュニティを支える人材の確保・育成

○自治組織の強化

自治組織強化支援事業

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した移住者数（累計）	—	350 人	
うち旧天津小湊町の区域	—	50 人	
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した年間移住者数	66 人 (令和 6 年度)	70 人	
うち旧天津小湊町の区域	6 人	10 人	

（3）事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センターの機能強化 (事業の必要性) 人口流出に歯止めがかかるない中、移住に向けた情報発信や移住相談・支援体制の充実が求められている。 (事業の効果) 転入者数が増加し、定住促進が図られる。	鴨川市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

旧天津小湊町の区域における経営耕地面積は 797 a (2020 年農林業センサス) と少なく、また減少傾向にある。まばらな農地が多く、農地間の高低差も大きいことなどから、生産性は非常に低い状態にある。

また、若年層の新規就農者が非常に少なく、農家数や農業人口が減少するなど、後継者不足や労働力の高齢化が問題となっている。

加えて、区域内に出没する野生のサル、シカ、イノシシ、キヨンが増加傾向にあることから、銃やわなによる捕獲・駆除のほか、電気柵や防護ネットの設置など、被害を防止するための対策を講じているものの、広範囲で農作物被害が発生している状況である。

これらの直接被害に加え、間接的な被害として農業者の生産意欲の低下などによる耕作放棄地の増加が懸念されることから、有害獣への対策を一層強化する必要がある。

区域内における森林面積は 3,748 ha で、森林率は 84.8% と非常に高くなっている。

(2015 年農林業センサス) 樹種は、スギ、ヒノキなどの人工林、マテバシイやカシ類の常緑樹とコナラなどの落葉樹が混交した天然林から構成されている。

山々を覆う森林は、採算性は低いものの、独特の景観を形成するのみならず、水源のかん養、大気浄化など、様々な公益的機能を有していることから、安全・安心の確保の観点からも引き続き森林の保育・管理を促進する必要がある。

経営耕地面積

	経営耕地面積	過疎地域とみなされる区域	農地割合
総数	797 a	43.95 k m ²	0.2%
田	703 a	—	—
畠	94 a	—	—
樹園地	—	—	—

出典：2020 年農林業センサス

農家数

総数	自給的農家	販売農家
35	23	12

出典：2020 年農林業センサス

(イ) 水産業

旧天津小湊町の区域は、県が管理する第 3 種天津漁港及び小湊漁港並びに市が管理する第 2 種浜荻漁港を有し、主にまき網、釣り漁業などの沿岸、沖合漁業が営まれている。

また、海岸線を浅海漁場として、ヒジキなどを対象とした磯根漁業も盛んである。

漁業は、旧天津小湊町の基幹産業の 1 つとして、水産物加工企業や水産物販売企業と

結びつき、産業の振興に大きな役割を果たしてきたが、水産資源の減少や経営体の減少、消費者ニーズの変化に伴う魚価の低迷、後継者不足や就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況に置かれている。

このため、生産力増進などの中心的な役割を果たす漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を促進し、水産資源の維持と計画的な生産拡大を推進するとともに、経営体・後継者の育成を図る必要がある。

このほか、水産資源の維持と計画的な生産拡大に当たっては、アワビ、サザエ、ハマグリなどの種苗放流や漁港の整備などによる安定稼働の確保を行うとともに、本市の高品質な水産物のブランド力の強化や観光と結びつけた水産業の振興策を検討の上、展開する必要がある。

漁業就業者数の推移

(単位:人)

	漁業就業者数	就業者総数	割合
平成12年	355	4,037	8.8%
平成17年	306	3,633	8.4%
平成22年	243	3,197	7.6%
平成27年	196	2,931	6.7%
令和2年	156	2,599	6.0%

出典：国勢調査

漁業経営組織別経営体数

(単位:経営体)

	総数	個人	団体経営体		
			会社	漁業協同組合	共同経営
平成15年	186	183	1	1	1
平成20年	153	151	0	1	1
平成25年	119	118	0	0	1
平成30年	103	102	1	0	0
令和5年	77	75	2	0	0

出典：漁業センサス

イ 商工業の振興

(ア) 商業

本市では、一般国道128号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路の沿線を中心に大型店などが進出し、また、市民による消費が東京、千葉にも流出するなど、多様な消費者ニーズに応じて消費地の拡大が進む一方、中小小売店舗は、既存市街地の人口減少や、経営者の高齢化及び後継者不足など厳しい状況に置かれている。これに加え、インターネット販売及びテレビショッピングなどの販売額が大きく増加しており、店舗での販売額が減少傾向にある中で、インターネット社会への対応が求められるなど、大きな変革を迫られている。

しかし、地域の高齢化が進む中にあって、地域のコミュニティとの結びつきなどを活かしたきめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきているこ

とから、今後は経営の安定性の確保、空き店舗対策などによる商店街の再活性化に向けた取組や地場産品を活用した付加価値の高い商品の開発などの取組により、市民の地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大を図る必要がある。

(イ) 工業

旧天津小湊町の区域は、平坦地が少ない半島特有の交通事情などから、大規模企業の立地が少なく、工業の大部分を小規模な食料品関係事業所が占めているなど、地域経済における工業の割合は高くない状況となっている。

今後は、労働力の流出防止や雇用の場の確保を図るため、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域の活性化を図る必要がある。

ウ 観光の振興

旧天津小湊町の区域は、南房総国定公園及び県立養老渓谷奥清澄自然公園の一部を擁する自然に恵まれた地域である。日蓮聖人生誕の地として歴史的に由緒ある誕生寺や清澄寺、国の特別天然記念物として指定される「鯛の浦タイ生息地」を始めとする、歴史ある神社仏閣、景勝地のほか、充実した温泉・宿泊施設など、多くの観光資源にも恵まれ、観光産業は基幹産業の一つとして発展してきた。

しかし、近年の旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などにより、地域を訪れる観光客は減少傾向にあることから、観光客の利便性の向上に資する観光公衆トイレの整備などを進めるとともに、自然や歴史を活かした既存の観光資源のブラッシュアップ、一般国道128号沿い花壇への植栽を積極的に推進するほか、ホスピタリティの醸成や観光宣伝・観光イベントの充実を図る必要がある。

さらには、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である小湊さとうみ学校の運営等により、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流を促進する必要がある。

また、観光まちづくりの舵取り役であり、産学民官の連携により設置された鴨川観光プラットフォーム株式会社を推進組織として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステム的な情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能を充実させていく必要がある。

これらに加えて、外国人旅行者の受入れ体制の整備、人材育成などへの積極的な取組が求められる。

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

○持続的発展が可能な営農環境の創出

農地の集約化及び利用促進事業

新規就農者確保育成事業

担い手支援事業

植物防疫促進事業

- 農産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産品の高付加価値化・販売促進事業
 - 一次産品流通促進事業
- 農業生産基盤の整備等促進
 - 農業生産基盤の整備及び維持管理事業
 - 農道維持管理費
 - 農業施設補修事業
- 有害鳥獣対策の強化
 - 有害鳥獣対策事業
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進
 - 日本型直接支払制度促進事業
- 畜産経営の安定化
 - 畜産経営体支援事業
- 森林整備と活用
 - 森林整備事業
 - 林道整備事業

(イ) 水産業

- 水産業の持続的な発展
 - 水産業振興補助事業
- 水産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産品の高付加価値化・販売促進事業（再掲）
 - 一次産品流通促進事業（再掲）
- 漁業生産基盤の整備
 - 漁港施設維持管理事業
 - 市単独漁港整備事業
 - 県営漁港整備負担金事業

イ 商工業の振興

- 指導団体の育成・強化
 - 商工会活動等支援事業
- 中小商工業者の経営支援の推進
 - 中小企業等経営支援事業
- 企業立地と雇用の拡大の促進
 - 企業立地等促進事業
 - 遊休施設活用推進事業
- 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進
 - 一次産品の高付加価値化・販売促進事業（再掲）
 - 物産販路拡大促進事業
 - 一次産品流通促進事業（再掲）

ウ 観光の振興

- 観光・交流資源の整備充実
 - 海水浴場運営事業
 - 市営駐車場維持管理事業
 - 観光施設等維持管理事業
 - 観光用トイレ維持管理事業
 - 観光街路灯維持管理事業
 - 海岸美化活動支援事業
 - 海辺の魅力づくり推進事業
- 公園・緑地の整備
 - 花壇維持管理事業
- 観光イベント等の充実
 - 観光客誘致イベント支援事業
 - 観光イベント等誘致事業
- 受入れ体制の強化
 - 観光団体機能強化支援事業
 - 広域連携事業
 - 観光プラットフォーム事業
- 地域イメージの確立及び観光関連情報のシステム的な発信
 - 観光プロモーション事業
 - フィルムコミッション推進事業
 - ふるさと大使事業
- 小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
 - 小湊さとうみ学校管理運営事業
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
 - マリーンズ交流推進事業
- スポーツコミッションによる地域活性化の推進
 - スポーツによる地域活性化の推進

工 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
市内事業所数（製造業、小売業）	427 件 (令和3年)	427 件	
うち旧天津小湊町の区域	88 件	88 件	
立地企業及び事業所の増加・拡充件数（累計）	7 件 (平成26年度～令和6年度)	10 件	
うち旧天津小湊町の区域	1 件	2 件	
経営耕地面積	1,217ha (令和2年)	1,217ha	減少傾向にある中、現状を維持
うち旧天津小湊町の区域	8 ha	8 ha	
有害鳥獣による年間農作物被害額	24,934 千円 (令和6年度)	17,453 千円	
うち旧天津小湊町の区域	759 千円	531 千円	
年間漁獲量	6,438 t (令和5年)	6,438t	減少傾向にある中、現状を維持
うち旧天津小湊町の区域	627 t	627 t	
年間観光入込客数	2,749 千人 (令和6年)	3,024 千人	
うち旧天津小湊町の区域	446 千人	491 千人	
年間宿泊者数	769 千人泊 (令和6年)	846 千人泊	
うち旧天津小湊町の区域	255 千人泊	281 千人泊	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 (水産業)	水産業振興補助事業 収益向上型輪採漁場整備促進事業 補助金	東安房漁業 協同組合、鴨川市	
	(2)漁港施設	県営漁港整備負担金事業 天津漁港水産物供給基盤機能保全 事業 外	千葉県	
		県営漁港整備負担金事業 小湊漁港水産物供給基盤機能保全 事業 外	千葉県	
		県営漁港整備負担金事業 天津漁港海岸保全施設整備事業	千葉県	
		漁港施設維持管理事業 浜荻漁港修繕工事	鴨川市	
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設等維持管理事業	鴨川市	

	<p>観光施設等維持管理事業 鯛の浦周辺観光施設維持管理 外</p> <p>観光用トイレ維持管理事業</p>	鴨川市	
	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)</p> <p>水産業振興補助事業 水産資源種苗放流事業補助金（アワビ） 栽培漁業振興総合対策事業補助金（チョウセンハマグリ） 外 (事業の必要性) 水揚げ高の減少や厳しい漁業経営への対応が求められている。 (事業の効果) 水産資源の適切な管理及び安定した漁業経営が図られる。</p>	東安房漁業協同組合、鴨川市	
(観光)	<p>花壇維持管理事業 国道等の花壇への花の植栽及び管理 (事業の必要性) 魅力的な観光地として花壇の適切な維持管理が求められている。 (事業の効果) 来訪者や市民に憩いの場の提供が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>海水浴場運営事業 海水浴場の開設及び運営 (事業の必要性) 夏季の主要な観光コンテンツとして海水浴場の開設が求められている。 (事業の効果) 安全・安心、快適な海水浴場を開設することで夏季の観光誘客が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>市営駐車場維持管理事業 市営駐車場の管理 (事業の必要性) 市民及び観光客が必要とする駐車場の設置及び維持管理が求められている。 (事業の効果)</p>	鴨川市	

	<p>駐車場の適切な維持管理を行うことで、市民及び観光客の利便性向上が図られる。</p>		
	<p>観光街路灯維持管理事業 観光街路灯の更新整備及び維持管理 (事業の必要性) 観光振興や安全・安心な明るいまちづくりを目的に、街路灯の維持管理を主体的に行っている地域団体への支援が求められている。 (事業の効果) 地域が主体的に関わり適正に維持管理を行うことで、観光地としての景観形成及び安全・安心な住空間の保全が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>海岸美化活動支援事業 海岸美化活動の推進及び支援 (事業の必要性) 観光スポットである美しい海岸線の維持が求められている。 (事業の効果) 美しい海岸を提供することで、観光入込客数の増加が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>観光団体機能強化支援事業 鴨川市観光協会及び小湊温泉組合への支援 (事業の必要性) 観光振興の中核的な役割を担う観光団体の支援が求められている。 (事業の効果) 観光団体を支援し多様化する観光ニーズに対応することで、観光入込客数及び宿泊者数の増加が図られる。</p>	鴨川市	
(その他)	<p>小湊さとうみ学校管理運営事業 管理運営、備品購入、施設整備 (事業の必要性) スポーツ等合宿施設の適切な運営が求められている。 (事業の効果)</p>	鴨川市	

		地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流が図られる。		
	(基金積立)	基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、産業の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 産業の振興が図られる。	鴨川市	
	(11) その他	有害鳥獣対策事業 捕獲・駆除	鴨川市有害鳥獣対策協議会、鴨川市	
		有害鳥獣対策事業 被害防止、防護柵設置	鴨川市有害鳥獣対策協議会、鴨川市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧天津小湊町の区域 全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(ア) 製造業を含む商工業

製造業の現状は、製造品出荷額等こそほぼ横ばいと言えるものの、立地する事業所数及び従業者数は漸減傾向にある。

このような状況を踏まえて、既存企業による新事業の創出や生産技術の向上、新事業・新分野への進出による事業規模の維持・拡大が円滑に行われるよう、税制優遇措置などの活用による企業投資への支援を行う必要がある。また、併せて新規企業の立地を促進するため、立地奨励金などの優遇措置の活用を図る必要がある。

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。

(イ) 旅館業を含む観光業

観光の現状は、観光入込客数及び宿泊者数とともに、観光スタイルの多様化などに伴って減少傾向となっている。

今後、宿泊型観光に関しては、集客を図るための観光プロモーションなどのみならず、第1次産業との連携による体験・滞在型観光の推進など、地域独自の魅力を活かしつつも既存の価値観に捉われない新たな魅力の創出と提案が求められる。また、市内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するために、受入れ体制の強化に取り組む必要がある。

取組事業	説明
観光基盤の形成	魅力的な観光地の基盤づくりと受入れ体制の強化を図る。
観光イベントの実施	イベント活動の充実と魅力の向上を図る。
観光プロモーションの推進	観光プロモーション力の強化を図る。

(ウ) 農林水産物等販売業を含む農林水産業

農林水産業の現状は、農業従事者数及び漁業就業者数とともに、担い手不足の影響もあり漸減となっている。

農林水産業については、地域独自の魅力の発信という役割に加えて、地元の担い手の所得確保という観点からも地域にとって欠かすことができないものである。このため、地元産品に関するマーケティング、ブランド力の強化や担い手確保対策、農商工連携及び6次産業化の促進による新商品の開発などを通して、地域の魅力の1つである販売商品のより一層の充実を図り、これを当該業種における経営体力の強化に繋げていく必要がある。

また、担い手不足を解消するために、後継者の確保及び育成の強化に取り組む必要がある。

取組事業	説明
流通基盤の整備事業	衛生管理の強化など、付加価値向上を目的とした施設整備を行う。
販路拡大事業	地元産品の都市圏への販促活動を行いブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
加工品開発事業	新たな加工品開発を支援し、事業者の収入の安定化を図る。

(エ) 情報サービス業等を含む情報通信業

情報通信業の現状は、立地実績のみならず、1事業所当たりの従業者数も非常に少ない状況にある。

今後は、企業参入の呼び水となる施策を展開し、市内への新たな産業進出の促進が必要である。

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

ウ 産業振興施策の連携

産業振興施策の推進に当たっては、千葉県や近隣市町村、民間事業者などとの連携に努める。

（5）公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
レクリエーション・観光施設	天津小湊観光会館は、施設の維持管理をしつつ、利用を継続する。
スポーツ施設	施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、運営方法の見直し、施設の適正配置等を検討する。 利用者が少ない施設については廃止を含め活用方法を検討する。

イ インフラ

用途	改善の方向性
漁港	浜荻漁港については、「機能保全計画」に基づき、適切な点検の実施や保全工事を進め、施設機能を確保する。
農道 農業用施設 林道	効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。 計画的保全などの効率的な補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。

4 地域における情報化

（1）現況と問題点

ア 情報化の推進

インターネットやスマートフォン、SNSなどの普及により、ICTが高度化し、世界中がネットワークにつながることで生活の利便性が大きく向上していることから、市民の生活圏や経済圏の実態に即した情報ネットワーク化を促進するとともに、情報化に対応した行政サービスの向上及び行政情報発信機能の更なる充実を図る必要がある。

また、市民が情報をより得やすい環境の整備を進めるため、デジタル式防災ラジオの普及や防災情報伝達手段の多メディア化を進める必要がある。

（2）その対策

ア 情報化の推進

○防災対策の強化

防災情報伝達事業

○広報・広聴活動の推進

広報誌発行事業

ホームページ等運営事業

○行政サービスの利便性向上

証明書等コンビニ交付事業

マイナンバーカード交付事務費

○基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進

基幹系システム維持管理事業

○情報化による事務事業の効率化

情報系システム維持管理事業

○地域情報化の推進

地域情報化推進事業

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	32.4% (令和6年度)	向上	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 (防災行政用無線 施設)	防災情報伝達事業 屋外子局 2基更新	鴨川市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 (その他)	防災情報伝達事業 防災ラジオ 50台 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境整 備が求められている。 (事業の効果) 防災対策の充実が図られる。	鴨川市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通体系の整備

(ア) 広域幹線道路

本市の道路網は、海岸沿いの一般国道 128 号と西部を南北に縦貫する一般国道 410 号の 2 路線を始め、主要地方道 6 路線、一般県道 4 路線と市道によって構成されている。

東関東自動車道館山線や一般国道 127 号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格道路網の整備により、南房総地域への交通アクセスの向上が図られている。これらと本市を結ぶ国県道は、継続的な整備が進められているものの、千葉県が掲げる県都 1 時間構想や高速道路アクセス 30 分構想の早期実現のためには、「館山・鴨川道路」を始めとして、広域道路ネットワークの一層の整備促進を図る必要がある。

旧天津小湊町の区域においては、一般国道 128 号から北方に主要地方道市原天津小湊線及び天津小湊夷隅線並びに一般県道内浦山公園線が延びており、道路網の骨格を形成している。

このうち一般国道 128 号は、旧天津小湊町の区域と旧鴨川市の区域を結ぶ主要な道路であるため、交通量の増加に伴い、恒常的な自然渋滞を引き起こしている。

また、主要地方道の 2 路線は旧天津小湊町の区域と近隣市を結ぶ、通勤や買い物など日常生活に欠かせない幹線道路であるばかりでなく、観光客の利用する道路としても重要な役割を担っている。

(イ) 市内の生活道路

本市の市道延長は 741,595m であり、道路舗装率は 69.6%、道路改良率は 32.0% となっている。このうち旧天津小湊町の区域における市道延長は 55,444m であり、幹線道路を中心に改良工事や舗装工事などを実施してきた結果、道路舗装率 (89.1%) は高水準にあるものの、道路改良率 (20.7%) は未だ低い状況にある。(令和 7 年 3 月 31 日現在)

トンネルについては、トンネル長寿命化修繕計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、市道に架かる橋梁については、経年劣化への対応により通行時の安全確保を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づく継続的な整備を行うことが必要である。

これらのほか、地域からの要望などに基づき、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全を目的とした施設を適宜整備する必要がある。

イ 公共交通網の充実

(ア) 鉄道

本市の鉄道は、海岸沿いを一般国道 128 号とほぼ並行して JR 外房線・内房線が運行され、市内には 5 つの駅が設置されている。

このうち旧天津小湊町の区域では、外房線の安房小湊駅及び安房天津駅が設置されているが、運行本数は少なく、さらに利用者数の低迷により特急列車の減便、運行区間の短縮、ワンマン運行への切替えがなされるなど、市民のみならず、観光客にとっても利便性に乏しい路線となっている。

このため、沿線自治体や関係団体との連携の下、運行本数の増加を始めとするダイヤ改正や施設整備等に関する要望活動を行い、鉄道の利便性の向上を図る必要がある。

J R駅別1日平均乗車人員

(単位:人、%)

	安房小湊駅			安房天津駅			安房鴨川駅		
	計	普通	定期	計	普通	定期	計	普通	定期
平成30年度	192	115	77	132	42	90	1,335	639	695
令和5年度	133	83	49	—	—	—	1,107	529	578
増減率	△30.7	△27.8	△36.4	—	—	—	△17.1	△17.2	△16.8

※安房天津駅は令和元年7月1日から無人駅のため、乗車人員は公表されていない。

資料：千葉県統計年鑑

(イ) バス路線

本市のバス路線は、民間路線バスとコミュニティバスのほか、東京駅や千葉駅などと安房鴨川駅や安房小湊駅の周辺を結ぶ高速バス、近隣市町との間を結ぶ急行・幹線バスが運行されており、市民の身近な足として、また観光客や市民の広域的な移動手段として大きな役割を果たしている。

旧天津小湊町の区域においても、民間路線バス（市内線）及び高速バス（勝浦東京線）が運行されている。

地域に欠かせない生活交通である民間路線バスについては、赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは路線を維持できない状況となっており、また、コミュニティバスについても、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあったことから、令和6年4月に北ルート及び清澄ルートを含む3ルートを再編し、旧鴨川市内を運行する循環線の運行に変更した。

このようなことから、引き続き、利用者の利便性向上を図り、利用の促進に取り組むとともに、地域公共交通網の最適化を継続的に検討し、その維持確保に努める必要がある。

民間路線バスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内線	仁右衛門島入口	鴨川駅前	誕生寺入口	100,003	105,216	54,052
	仁右衛門島入口	鴨川駅前	誕生寺入口	—	—	42,550
	鴨川駅（東口）	天津駅前	誕生寺入口			

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

コミュニティバスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北ルート	金山ダム	大日・鴨川駅 西口	内浦山県民 の森	11,376	12,383	12,933
清澄ルート	天津小湊支所	天津駅・清澄寺	奥清澄	2,537	2,630	2,382

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

高速バスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
勝浦 東京線	安房小湊駅	市原鶴舞バス ターミナル	B T 東京八 重洲	54,574	62,056	74,942

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

（ウ）予約制乗合タクシー

予約制乗合タクシー「チョイソコかもがわ」は、地域公共交通計画に基づき、路線バスやコミュニティバスの既存路線の減便・統合等による効率化や、新たな公共交通システムの導入検討など、持続可能かつ有効な公共交通網への再編の一環として事業主体の支援に取り組んでいる。

令和6年4月からは、従前の長狭地域に加え、江見地域、天津小湊地域に運行エリアを拡大し、実証運行を継続した。その結果及び利用者の意見等を踏まえ、令和7年度からは、本格運行に移行している。

乗合タクシーの運行状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

路線名	運行区域	輸送人員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
チョイソコかもがわ	天津小湊地域及び鴨川地域	—	—	1,463

出典：企画政策課調べ

（2）その対策

ア 交通体系の整備

○一般市道等の整備

市道整備事業

道路橋梁維持補修事業

○幹線道路の整備

土木総務事務費

社会資本整備交付金事業

○橋梁等の維持管理

道路メンテナンス事業

○舗装・法面等の維持管理

道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）

- 道路台帳の整備
 - 道路台帳整備事業
- 交通安全対策の推進
 - 市道整備事業
- 森林整備と活用
 - 林道整備事業

イ 公共交通網の充実

- 地域公共交通網の維持確保
 - 地域公共交通計画推進事業
- 生活交通の維持確保
 - 鉄道利便性向上事業
 - 民間路線バス維持確保事業
 - 予約制乗合タクシー運行事業

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	52.4% (令和6年度)	改善	
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	67.4% (令和6年度)	改善	
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	71.0% (令和6年度)	改善	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	40.0% (令和6年度)	改善	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道 (道路)	市道西蓮寺下線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道大風沢線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道稚児ヶ滝線道路整備事業 測量業務、局部改良工事	鴨川市	
		市道萩の巣線道路整備事業 測量業務、排水整備工事	鴨川市	
		市道大杉新町線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	

(橋りょう)	市道川久保線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道葛川線道路整備事業 舗装工事	鴨川市	
	市道天津駅近道線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道川脇遊覧線道路整備事業 測量業務、設計業務、落石対策工事	鴨川市	
	市道清風寺台線道路整備事業 測量業務、側溝整備工事	鴨川市	
	市道松ヶ久保線法面補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	
	市道坂本四方木線排水路補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	
	市道半道坂線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道小湊中学校前線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道塩手川上線外道路整備事業 測量業務、排水路整備工事	鴨川市	
	市道整備事業 測量業務、設計業務、用地補償、側溝整備工事、舗装工事等	鴨川市	
	道路橋梁補修事業 小規模修繕、補修用材料の支給、測量業務、設計業務、側溝補修工事、舗装補修工事、法面補修工事等	鴨川市	
	砂田橋（天津）橋梁補修事業 補修工事	鴨川市	
	梅田橋（浜荻）橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	
(その他)	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕	鴨川市	
	道路メンテナンス事業 測量業務、設計業務、調査業務、定期点検業務、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、補修工事等	鴨川市	
	市道整備事業 カーブミラー、ガードレール、区画線等の設置工事	鴨川市	

	道路橋梁維持補修事業 カーブミラー、ガードレール、照明灯等の小規模修繕	鴨川市	
(3) 林道	林道浜荻線 整備工事	鴨川市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	民間路線バス維持確保事業 市内線（磯貝～誕生寺入口） (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。 (事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。	日東交通 株式会社、鴨川市	
	予約制乗合タクシー運行事業 予約制乗合タクシー運行事業補助金 (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。 (事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。	千葉トヨタ自動車 株式会社、鴨川市	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア インフラ

用途	改善の方向性
道路（市道）	「トンネル長寿命化修繕計画」などの各施設別修繕計画に沿って、適切な維持管理を実施する。 効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。 今後の定期調査の在り方として、定期点検を継続実施し、修繕計画策定路線以外の道路については、目視による日常パトロール結果の利活用など、総合的に組み合わせて損傷箇所を発見する仕組みの導入を検討し、調査費用の削減に努める。 予防保全などの効率的な補修方法については、各施設別修繕計画により決定し、維持管理費用の縮減を目指す。

橋梁	<p>「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って維持管理を行う。</p> <p>安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図るため、定期的な点検により、早期に損傷箇所を発見し、大規模な修繕に至る前に適切な対策を実施する。</p>
林道	<p>効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。</p> <p>計画的保全等の効率的な補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。</p>

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道対策

本市の上水道事業における給水状況は、給水人口は 30,401 人、水道普及率 99.6% に達している。(令和 6 年 3 月 31 日現在)

今まで、南房総広域水道企業団からの受水などにより、安定的な給水を行うとともに、水道の給水外の区域では、安心して利用できる生活用水の確保をしてきた。令和 8 年 4 月 1 日からは、安房地域の 4 水道事業を統合し、安房郡市広域市町村圏事務組合が水道事業の経営を行うこととなっており、今後は、同組合において、水道事業の健全な運営に努めつつ、老朽化施設の更新を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定供給に引き続き努める必要がある。

イ 下水処理対策

本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全するための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応をしている。

のことから、今後も、市民への意識啓発を図りながら、合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要がある。

ウ ごみ処理等対策

市町合併時に稼働していた市内 3 か所のごみ処理施設のうち、老朽化が著しかった鴨川市南房総市環境衛生組合焼却処理施設及び天津小湊清掃センターは平成 22 年 3 月末をもって焼却業務を終了し、鴨川清掃センターに統合して市内全てのごみを一括処理している。

ごみの処理施設・収集運搬体制については、6 市 1 町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）による広域廃棄物処理事業により、新たな一般廃棄物処理施設の整備が進められている中、本市においては、一般廃棄物中継施設の整備・運営に取り組むとともに、引き続き安定的な収集・処理に努める必要がある。さらには、天津小湊最終処分場の適正な維持管理に努める必要がある。

また、ごみ処理に係る環境負荷低減のため、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的なリデュース・リユース・リサイクル（発生抑制・再利用・再生使用）を促進することにより、引き続きごみの減量化に努める必要がある。

加えて、し尿処理については、収集・運搬業務を民間事業者に委託しているが、人口減少や合併処理浄化槽への転換により処理量が減少する中においても安定的な収集・処理に努めるとともに、老朽化した処理施設「衛生センター」を更新する必要がある。

エ 消防体制の充実

旧天津小湊町の区域における消防体制は、安房郡市広域市町村圏事務組合の常備消防（天津小湊分遣所）と非常備消防（分団数 6、団員数 100 人、車両 7 台）で組織されている。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

非常備消防においては、地域の人口減少や高齢化の進行により、団員の確保が困難な状

況にあるものの、その確保と施設・設備の充実を図る必要がある。

また、消防施設は、防火水槽 28 基、消火栓 149 栓を設置しているが、充足率は十分であるとは言えず、今後も、防火水槽や消火栓などの適切な設置を進める必要がある。(令和 6 年 3 月 31 日現在)

オ 防災・防犯対策

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、事前防災や減災に関する取組が強く求められており、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが重要である。

また、令和元年房総半島台風などの発生以降は、停電対策や市民への情報伝達、避難所での感染症対策、食料や資材などの速やかな給与のための備蓄管理体制の見直し、土砂災害警戒区域内住民への対応、孤立地区の発生など、新たに取り組むべき危機管理に関する課題も生じている。

また、二級河川袋倉川は、令和元年台風第 21 号、令和 5 年台風第 13 号による大雨で氾濫し、住宅や工場などが浸水する甚大な被害が発生したほか、国道 128 号では法面の崩落が度々発生するなど、自然災害が頻発、激甚化する傾向にある。

このため、中長期的な視野の下、引き続き優先度が高い施策から確実な事業実施に努めるとともに、すぐにでも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が自らの生命及び生活を守ることができるよう草の根レベルでの地域防災力の向上を目指す取組を進め、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、防犯対策として、警察や地域防犯団体などとの連携の下、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置と LED 化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 上水道対策

○安全で良質な水の安定供給

安房郡市広域市町村圏事務組合（水道事業）

イ 下水処理対策

○下水処理機能の充実

家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業

ウ ごみ処理等対策

○ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

ごみ処理対策事業集積施設整備推進事業

広域廃棄物処理事業

一般廃棄物中継施設の整備・運営事業

清掃センター事務費

鴨川清掃センター維持管理費

塵芥収集車費

- 塵芥収集事業
- 天津小湊最終処分場維持管理費
- ごみの減量化、再資源化の推進
- ごみ処理対策事業
- 塵芥処理事業
- 焼却残渣等運搬処理事業
- し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理
- し尿処理事務費
- し尿処理施設維持管理費
- し尿収集車費
- 衛生センター更新事業

エ 消防体制の充実

- 消防・救急体制及び施設・設備の整備
- 常備消防費
- 消防総務事務費
- 消防車両等整備事業
- 消防団運営事業
- 消防施設整備事業
- 地域医療環境の充実
- 救急・休日・夜間医療の充実

オ 防災・防犯対策

- 防災対策の強化
- 防災教育・訓練事業
- 災害対策事業
- 災害ボランティア活動センター事業
- 福祉避難所運営事業
- 避難行動要支援者（要援護者）支援事業
- 防災情報伝達事業（再掲）
- 自主防災組織育成事業
- 国民保護事業
- 高潮・津波・水害対策の推進
- 河川改修事業
- 排水機場維持管理事業
- 河川総務事務費（水門の維持管理事業）
- 土砂災害対策の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 農地地すべり管理事業
- 農業用ため池・ダム維持管理適正化事業
- 安全で快適な住まいづくりの促進

住宅・建築物耐震改修等事業（再掲）
 がけ地近接等危険住宅移転事業（再掲）
 空き家対策事業（再掲）
 ○防犯対策の推進
 防犯対策事業

力 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
合併処理浄化槽設置率	56.2% (令和6年度)	59.0%	
1人1日当たりのごみ排出量	1,065g (令和6年度)	920g	
リサイクル率	13.2% (令和4年度)	18.0%	
消防団充足率	87.9% (令和6年)	100%	
うち旧天津小湊町の区域	82.1%	100%	
年間刑法犯罪発生件数	248件 (令和6年)	減少	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 (その他)	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 合併処理浄化槽への転換補助 45基	鴨川市	
	(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) (し尿処理施設)	塵芥収集車費	鴨川市	
		天津小湊最終処分場維持管理費	鴨川市	
		衛生センター更新事業	鴨川市	
	(5)消防施設	消防車両等整備事業 消防車両の維持管理 7台	鴨川市	
		消防施設整備事業 詰所の改修工事 第4支団	鴨川市	
		消防施設整備事業 消火栓や詰所等の維持管理	鴨川市	

(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (環境)	塘芥収集事業 ごみ収集運搬業務 (事業の必要性) 効率的なごみ処理の運営が求め られている。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。	鴨川市	
	し尿処理事務費 し尿収集業務 (事業の必要性) 効率的なし尿処理の運営が求め られている。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。	鴨川市	
(その他)	住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する 支援 10 件 (事業の必要性) 住宅・建築物の耐震化を促進す る施策の実施が必要である。 (事業の効果) 住宅及び建築物の耐震性向上が 図られる。	鴨川市	
(防災・防犯)	防災情報伝達事業 防災マップ作成 海拔表示板の更新 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境づ くりが必要である。 (事業の効果) 事前の防災情報の提供による被 害軽減が図られる。	鴨川市	
	自主防災組織育成事業 組織に対する支援 9 組織 (事業の必要性) 災害時に自主的に活動できる組 織の育成が求められている。 (事業の効果) 地域防災力の向上により防災対 策の強化が図られる。	鴨川市	

(基金積立)	<p>基金積立</p> <p>生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>基金の計画的な運用を図ることにより、生活環境の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
(8)その他	<p>急傾斜地崩壊対策事業 対策工事に対する負担金</p>	千葉県	
	<p>河川改修事業 準用河川岩井川 測量業務、設計業務、改修工事</p>	鴨川市	
	<p>河川総務事務費 水門の維持管理事業（内浦・湊・神明水門）</p>	鴨川市	
	<p>追原周辺地域振興事業</p>	追原周辺地域活性化委員会、鴨川市	
	<p>防犯対策事業 LED防犯灯の修繕及び更新 100基</p>	鴨川市	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
環境施設	天津小湊一般廃棄物最終処分場は、埋立終了（閉鎖）するまでの間は、施設を維持する。
消防施設	消防団の詰所や車庫は、消防機能を維持する観点から、計画的な点検や修繕などの老朽化対策を実施する。

イ インフラ

用途	改善の方向性
河川	<p>定期的なパトロールなどにより把握したデータを元に、適切に管理更新を行う。</p> <p>効率的な改修、維持補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。</p>

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援の充実

旧天津小湊町の区域には、市立の幼保連携型認定こども園である天津小湊認定こども園が1園あり、定員105人のところ在園児数は65人である。(令和6年5月1日現在)

令和2年4月1日に、天津小湊幼稚園及び天津小湊保育園を認定こども園化し、天津小湊認定こども園が設置され、旧幼稚園舎と旧保育園舎を活用した施設分離型による運営を行っていたが、旧保育園舎の改修工事により令和3年4月からは一体型施設として運営している。

今後は、教育・保育環境の安全確保を図るとともに、保護者の就労形態の多様化などによる保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、一時預かり事業など、保育サービスの一層の充実を図る必要がある。

また、留守家庭児童の健全育成と事故防止を目的とした放課後児童健全育成事業については、市内全地区の児童を対象に実施をされてはいるものの、保護者等の負担を踏まえ、運営主体への支援が求められている。

認定こども園の状況（旧天津小湊町の区域）

(単位：人)

施設名	収容定員	園児数	職員数（会計年度任用職員含む）
天津小湊認定こども園	105	65	19

出典：子ども支援課調べ

イ 高齢者施策の充実

本市の65歳以上の人口の比率は39.9%、このうち旧天津小湊町の区域は47.8%であり、今後も高齢化が進んでいくことが予測される。(令和7年4月1日現在)

少子・高齢化の進行、生活形態の多様化などにより、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待などに対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステムの充実が求められている。

このため、旧天津小湊町の区域においては、福祉総合相談センターハウス天津小湊を拠点施設として、地域包括ケアの推進と保健、医療、福祉及び介護などに関する相談に対応するワンストップサービスの更なる充実を図る必要がある。

また、地域における高齢者の生活支援や介護予防、フレイル対策を進め、高齢者の生涯活躍と社会参加及び交流の促進を図る必要がある。

そこで、各種介護保険サービスの充実を進めるとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実や寝たきり及び認知症の予防など、介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援やシルバー人材センターの活用などによる高齢者の生きがい対策など、高齢者への総合的な対策を講じる必要がある。

ウ その他の福祉の推進

少子・高齢化の進行、若者の首都圏への流出などに伴う人口減少、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの変容など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことから、福祉ニーズは増大し多様化している。

地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足などによる登録人数の減少などが生じており、これらの担い手の確保を始めとする体制の強化を行うことで孤独死や虐待などへの対応を図るとともに、ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、各種支援制度の活用と相談・指導体制の充実を図る必要がある。

障害者福祉については、障害者の雇用機会の拡大と社会参加を促進するため、市民の理解と認識を深めていくとともに、相談・情報提供体制の整備、福祉サービスの充実を図る必要がある。

また、高齢者や障害者が円滑な社会生活を送ることができるようするため、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設や公共空間におけるバリアフリー化を図る必要がある。

（2）その対策

ア 子育て支援の充実

○子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

　子ども・子育て支援事業計画策定事業

○教育・保育サービスの充実

　子ども・子育てトータルサポート事業

　認定こども園運営事業

　認定こども園維持管理費

　認定こども園施設改修事業

　保育士処遇改善事業

　教育・保育給付費事業

　延長保育事業

　一時預かり事業

○地域子育て支援の充実

　家庭児童相談室運営事業

　地域子育て支援拠点事業

　乳児家庭全戸訪問事業

　養育支援訪問事業

　母子生活支援施設措置事業

　障害児親子通所支援センター事業

　教育・保育施設障害児等受入促進事業

　病児保育事業

　ファミリー・サポート・センター事業

　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

　児童虐待対策事業

子育て短期支援事業
放課後児童健全育成事業
妊婦等包括相談支援事業
○子育て家庭への経済的な支援の推進
子ども医療費給付
児童扶養手当費
児童手当費
実費徴収に係る補足給付事業
養育医療給付事業
母子家庭及び父子家庭等自立支援事業
妊婦のための支援給付事業

イ 高齢者施策の充実

○高齢者福祉等施策全般の総合的な推進
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進
○介護予防の推進
介護予防ケアマネジメント事業
介護予防・生活支援サービス事業
介護予防普及啓発事業
介護予防把握事業
地域予防活動支援事業
地域リハビリテーション活動支援事業
○地域包括ケアの推進
介護給付費等費用適正化事業
地域包括支援センター事業
権利擁護事業
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
地域包括支援センターサブセンター事業
総合相談事業
生活困窮者自立支援事業
○在宅医療・介護連携の推進
在宅医療・介護連携推進事業
○生活支援の充実
家族介護継続支援事業
家族介護支援事業（認知症高齢者徘徊防止・早期発見支援事業）
地域自立生活支援事業（介護相談員活動支援事業）
認知症家族介護支援事業
○認知症高齢者支援の充実
認知症初期集中支援チーム事業
認知症地域支援・ケア向上事業
地域自立生活支援事業（地域認知症サポート一養成講座開催事業）

- ひとり暮らし高齢者の支援
 - 緊急通報体制等整備事業
 - 高齢者孤立防止事業
 - 地域自立生活支援事業（配食サービス事業）
- 高齢者の生きがいづくり活動の促進
 - 老人クラブ活動等事業
 - シルバー人材センター事業
- 敬老事業の促進
 - 敬老事業

ウ その他の福祉の推進

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
 - 健康福祉推進計画策定事業
- ふれあい・ささえあいのネットワークの形成
 - 民生委員・児童委員業務委託事業
 - 虐待防止対策事業
 - 地域福祉活動推進事業
 - 高齢者等見守りネットワーク事業
 - 成年後見制度利用促進事業
 - 市民後見推進事業
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 生活支援体制整備事業
 - 総合相談事業（再掲）
- 障害者関連施策全般の総合的な推進
 - 障害福祉計画等策定事業
- 総合相談体制の整備
 - 障害者相談員設置事業
 - 障害者虐待防止対策事業
- 障害者の経済的支援の推進
 - 障害者福祉扶助事業
- 障害者の社会参加の促進
 - 福祉タクシー事業
 - 自立支援給付事業
 - 医療型児童発達支援センター整備事業
 - 地域生活支援事業

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	29.6% (令和6年度)	35.0%	

福祉関連ボランティア登録者数	461 人 (令和6年度)	461 人	
うち旧天津小湊町の区域	106 人	106 人	
合計特殊出生率	1. 01 人 (令和5年)	向上	
こども園に行くことが楽しい ようにみえると回答した保護 者の割合	94. 6% (令和6年度)	向上	
うち旧天津小湊町の区域	95. 5%	向上	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園維持管理費	鴨川市	
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 (児童福祉)	認定こども園運営事業 認定こども園の運営 (事業の必要性) 認定こども園の適正な運営が求 められている。 (事業の効果) 安定した認定こども園の運営が 図られる。	鴨川市	
		放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援 (事業の必要性) 家庭環境などの変化により、放課 後における児童の居場所の確保 が求められている。 (事業の効果) 子育て環境の充実が図られる。	鴨川市	
	(高齢者・障害者 福祉)	総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及 び運営 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓 口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。	鴨川市	
		地域包括支援センターサブセンタ 一事業	鴨川市	

	<p>地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営 (事業の必要性)</p> <p>地域住民に身近な場所での相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果)</p> <p>地域づくりや高齢者等への支援の充実が図られる。</p>		
	<p>生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施 (事業の必要性)</p> <p>対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果)</p> <p>総合相談体制の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援 (事業の必要性)</p> <p>高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活が送れる環境づくりが求められている。 (事業の効果)</p> <p>食生活の自立など在宅生活の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備 (事業の必要性)</p> <p>緊急時の不安を解消するため、定期的な安否確認の手段の確保が求められている。 (事業の効果)</p> <p>安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>高齢者孤立防止事業 高齢者世帯等への訪問による安否確認 (事業の必要性)</p> <p>適切な福祉サービスとの連携や孤独感の解消が求められている。</p>	鴨川市	

	(事業の効果) 安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。	
--	---------------------------------------	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
認定こども園	施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、分離型施設の一体化、施設規模などの適正化を検討する。 分離型施設の一体化と併せて、老朽化が進んでいる施設は、将来的に建替えなどを検討する。
保健・福祉施設	施設の長寿命化を図りつつ、効率的な施設運営を図る。 施設の利用料金の在り方を検討する。 天津小湊保健福祉センターは、地域内の他の公共施設と合わせて、機能再編及び施設の統廃合を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療環境の充実

本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院を始め市立国保病院などが立地し、旧天津小湊町の区域には1つの診療所（内科、呼吸器内科、小児科）と1つの歯科診療所が立地している。

また、救急医療については、市内に24時間体制の救急病院がある一方で、広域的な救急医療体制も構築されており、旧天津小湊町の区域を含め、医療水準が比較的高い恵まれた環境にある。

これらの環境を持続的に発展させていくため、広域的な救急体制の充実に努めるとともに、安房郡市内における看護師などへの就職希望者を支援することにより、本市周辺地域における看護師などの安定的な確保を図る必要がある。

イ 健康の推進

本市では、健康寿命延伸のため、小児からの生活習慣病対策や、妊産婦及び乳児への総合的な支援、特定健診及び特定保健指導、各種がん検診の受診及び食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体との連携に努めるとともに、高齢期を迎えるも寝たきりや認知症にならないよう様々な介護予防事業を推進している。

とりわけ旧天津小湊町の区域では、天津小湊保健福祉センターを活用し、保健師、管理栄養士などによる食と運動を重視した教室の開催や介護予防サポーターなどによる地域の自主活動グループの育成及び支援を行っている。

今後も、旧鴨川市の区域に所在する総合保健福祉会館（ふれあいセンター）との連携により、市民の健康づくり意識の高揚と地域資源を活用した主体的な健康づくりを図るとともに、生活習慣病予防及び介護予防に重点を置いた保健事業の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 医療環境の充実

○地域医療環境の充実

救急・休日・夜間医療の充実

○医療・福祉分野における人材の確保

看護師等確保対策事業

介護人材確保対策事業

イ 健康の推進

○健康福祉施策全般の総合的な推進

健康福祉推進計画策定事業（再掲）

○保健サービスの充実

特定健康診査事業

特定健康診査受診率向上事業

各種検（健）診事業
母子保健事業
母子歯科口腔保健事業
妊婦等包括相談支援事業（再掲）
予防接種事業
健康増進事業
感染症予防事業
こころの健康づくり事業
骨髓移植ドナー等支援事業
○地域における健康づくり組織の育成・支援
栄養改善事業
健康づくり活動の推進
○保健・医療等に関する情報ネットワークの構築
総合相談事業（再掲）

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
自分が健康だと思う市民の割合（40～64歳）	84.7% (令和6年度)	向上	
自分が健康だと思う市民の割合（一般高齢者）	76.2% (令和6年度)	向上	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

旧天津小湊町の区域では、小学校1校、中学校1校を設置及び運営している。

児童及び生徒の数が総じて減少傾向にある中、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かな生きる力を身に付けることのできる一貫した教育「保幼小中一貫教育」のより一層の推進が求められている。

さらに、ICTを基盤とした情報社会や次代の超スマート社会(Society5.0)に対応していくため、GIGAスクール構想により整備された1人1台のタブレット端末を活用したICT教育のより一層の推進が求められている。

また、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動推進員の配置、学校支援ボランティアの登録を進め、地域との連携を推進するとともに、遠距離通学者に対する負担軽減、インクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育の推進、就学が困難とならないための各種支援、いじめの防止、不登校児童生徒への支援など、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた柔軟な対応が求められている。

これらに加えて、経年劣化が顕著な学校教育施設については、児童及び生徒などの安全確保はもとより、良質で快適な教育環境を整えるため、計画的な整備を実施する必要がある。

小学校の状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

施設名	学級数	児童数	教員数
天津小湊小学校	8	134	14

出典：鴨川市統計書（令和6年版）

中学校の状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

施設名	学級数	生徒数	教員数
安房東中学校	5	75	13

出典：鴨川市統計書（令和6年版）

イ 生涯学習の充実

本市は、生涯学習関連施設として8の公民館やわんぱくハウス、郷土資料館、図書館などを有している。快適な学習環境の提供とともに利用者の利便性の向上を図るために、施設の適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。

青少年健全育成の観点からは、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体と学校、家庭、地域がさらに連携を深め、放課後子ども教室（土曜スクール）などの取組を地域全体で推し進める必要がある。

また、本市には、亀田医療大学を始め、複数の大学の教育研究施設が立地するほか、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれていることから、これらの環境を最大限に活かした生涯学

習の振興施策が求められている。

図書館では、利用者カードのデジタル化や電子図書の導入などの新たなサービスの実施や天津小湊公民館図書館分室の更なる充実が求められている。

ウ スポーツの振興

本市においては、県南随一の規模を誇る総合運動施設を始め、社会体育施設、学校体育施設の整備・活用により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきたところであるが、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められている。

のことから、市民スポーツの活性化やスポーツの日常化によるウェルネスを実現するため、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を推進していく必要がある。

また、プロスポーツ関連合宿の誘致、競技スポーツ及びユニバーサルスポーツの普及啓発を図るなど、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組が必要である。

さらに、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である小湊さとうみ学校の運営等により、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流を促進する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

- 幼児教育の充実
 - 幼児教育の充実
- 義務教育の充実
 - 教育振興事業
 - 小中一貫教育推進事業
 - 長狭教育振興会事業
 - 特別支援教育総合推進事業
 - 不登校児童生徒支援事業
 - 外国語教育推進事業
 - 学習支援員等派遣事業
 - いじめ防止対策事業
 - 地域学校協働本部運営事業
 - 学校運営協議会推進事業
 - 小学校管理運営事業
 - 中学校管理運営事業
 - 小学校施設維持管理事業
 - 中学校施設維持管理事業
 - 児童及び教職員健康管理事業
 - 生徒及び教職員健康管理事業
 - 小学校教育コンピュータ管理事業
 - 中学校教育コンピュータ管理事業

- 小学校教育振興事業
- 中学校教育振興事業
- 児童援助奨励事業
- 生徒援助奨励事業
- 大会派遣等補助事業
- 生徒通学費補助事業
- 中学校部活動地域展開事業
- 学校施設の改修
 - 小学校施設改修事業
 - 中学校施設改修事業
- 学校給食の充実
 - 給食センター事務費
 - 給食センター維持管理費
 - 給食センター運営委員会運営事業
 - 給食事業

イ 生涯学習の充実

- 多彩な学習活動の促進
 - 公民館教室開催事業
 - 社会教育指導員活用事業
 - 家庭教育指導員活用事業
 - 中学生職場体験学習事業
 - 大学等交流事業
 - 移動教室バス事業
- 社会教育団体への補助事業
 - 社会教育団体補助事業
- 社会教育関連施設の整備充実
 - 公民館維持管理費
 - わんぱくハウス維持管理費
- 読書・学習環境の充実
 - 図書館協議会運営事業
 - 図書・A V資料購入事業
 - 図書館学習等事業
- 啓発活動の推進
 - 生涯学習団体支援事業
- 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化
 - 放課後子ども教室運営事業

ウ スポーツの振興

- 市民のスポーツ振興事業
 - 市民スポーツ振興事業

- スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動
 - スポーツ推進審議会運営事業
- スポーツコミッショナによる地域活性化の推進
 - スポーツによる地域活性化の推進
- 小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
 - 小湊さとうみ学校管理運営事業（再掲）
- 社会体育施設の整備
 - 社会体育施設維持管理費
 - 社会体育施設整備事業
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
 - マリーンズ交流推進事業（再掲）

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「将来の夢や目標を持ってい る」児童生徒の割合（小6、 中3）	77.5% (令和6年度)	向上	
うち旧天津小湊町の区域	72.4%	向上	
学校が楽しいと感じる児童生徒 の割合	90.2% (令和6年度)	向上	
うち旧天津小湊町の区域	91.6%	向上	
「お子さんは小学校または中 学校生活を楽しく送ってい る」と回答した保護者の割合	89.0% (令和6年度)	向上	
うち旧天津小湊町の区域	87.1%	向上	
図書館貸出冊数	109,251 冊 (令和6年度)	109,000 冊	
生涯学習ボランティア登録者	70 人 (令和6年度)	70 人	
うち旧天津小湊町の区域	4 人	4 人	
小湊さとうみ学校利用者数	23,151 人 (令和6年度)	25,000 人	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関 連施設 (校舎)	小学校施設改修事業 天津小湊小学校空調設備工事 実施設計、施工監理	鴨川市	
		中学校施設改修事業 安房東中学校空調更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	

(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	外国語教育推進事業 外国語指導助手（ALT）の配置 (事業の必要性) 外国語教育の効果的な推進が求められている。 (事業の効果) 外国語教育や国際化に対応した人材育成などの充実が図られる。	鴨川市	
	地域学校協働本部運営事業 学校運営協議会推進事業 学校運営協議会の設置 地域学校協働活動推進員の配置 学校支援ボランティアの登録 (事業の必要性) 地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要がある。 (事業の効果) 地域と一体となった学校づくりの充実が図られる。	鴨川市	
	生徒通学費補助事業 安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助 (事業の必要性) 遠距離通学生徒の保護者への支援が求められている。 (事業の効果) 保護者の経済的負担の軽減が図られる。	鴨川市	
	小学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理外 (事業の必要性) ICTを活用した学習活動の充実が求められている。 (事業の効果) タブレットPCを活用した学習活動の充実が図られる。	鴨川市	
	中学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理外 (事業の必要性)	鴨川市	

	<p>ICTを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットPCを活用した学習活動の充実が図られる。</p>		
	<p>小学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>中学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>児童援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる児童の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>生徒援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる生徒の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>小学校管理運営事業</p> <p>園児、児童送迎用バスの運行</p> <p>(事業の必要性)</p>	鴨川市	

	<p>遠隔地から通園・通学する園児・児童に対する支援が求められている。 (事業の効果) 安全かつ確実な登下校の確保が図られる。</p>		
(生涯学習・スポーツ)	<p>図書・A V資料購入事業 (事業の必要性) 豊富な図書資料の収集や提供体制の確保が求められている。 (事業の効果) 読書環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>放課後子ども教室運営事業 放課後子ども教室（土曜スクール）の運営支援 (事業の必要性) 土曜日等において小学生が安心して活動できる場の確保が求められている。 (事業の効果) 学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
(基金積立)	<p>基金積立 教育の振興に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、教育の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 教育の振興が図られる。</p>	鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
学校	<p>児童及び生徒の減少や施設の老朽化を踏まえ、保護者や地域住民、有識者などの意見を基に小中学校の適正配置について、改めて検討する。</p> <p>小中学校の安全安心な学校づくりを進める。</p> <p>危険な校舎及び老朽化した校舎の改修は、必要に応じて実施する。</p> <p>トイレ改修やバリアフリー化を計画的に進める。</p>
公民館等	<p>施設の現状と利用状況を踏まえ、運営方法の見直しや適正配置などを検討する。</p> <p>地域ごとに他の公共施設と合わせて機能の再編及び施設の統廃合を検討する。</p> <p>公民館は、併設されている出張所の状況を考慮しつつ、旧中学校区単位で複合化して存続を検討する。</p>
スポーツ施設（再掲）	<p>施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、運営方法の見直し、施設の適正配置等を検討する。</p> <p>利用者が少ない施設については廃止を含め活用方法を検討する。</p>

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティの維持・強化

旧天津小湊町の区域は、集落を基礎として6つの地区で構成をされており、このうち、山間部に位置する清澄・四方木地区の人口はそれぞれ34人、58人と非常に少ない状況にある。(令和7年4月1日現在)

両地区では、若年層の流出に伴う人口減少やひとり暮らし高齢者世帯の増加などから、集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められている。

両地区では、四方木地区活性化協議会及び清澄区を中心に、地域での取組を推進する必要がある。

また、本市の地域コミュニティは、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区、町内会、隣組など）で形成されている。しかしながら、近年の少子・高齢化に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの機能低下が懸念されている。

のことから、市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織の活性化を図るとともに、未組織地域などにおける新たな組織の在り方を検討し、この組織化を進める必要がある。

なお、旧天津小湊町の区域におけるコミュニティ活動の拠点施設は、概ね各区及び町内会単位に設置をされた青年館及びコミュニティ集会施設であり、このうち16施設については、市から地元区・町内会へ無償譲渡を行った。また、施設の形態などの理由から譲渡を見送った2つの地区集会施設については、地元区・町内会を指定管理者に指定し、適正な維持管理に努めている。

これらを踏まえ、今後も引き続き、地元区・町内会が管理する地区集会施設の整備支援が求められていることから、地域コミュニティのより一層の強化を図るため、幅広い世代の地域住民などが集い、交流できる施設の整備を進める必要がある。

イ 居住環境の整備

旧天津小湊町の区域の全域が都市計画区域に指定されている中、海岸沿いに位置する市街地には、家屋が密集し、建物の老朽化や建て詰まりのほか、道幅の狭い道路、公園の不足など、防災面や住環境面で様々な課題を抱えている。

このため、都市計画マスタープランに基づき、市民が将来にわたって住み続けることのできるまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しや土地利用誘導施策の導入についての検討、さらには狭い道路の改善及び解消に努める必要がある。

(2) その対策

ア 地域コミュニティの維持・強化

○過疎地域における活性化施策の総合的な推進

　追原周辺地域振興事業

○自治組織の強化

自治組織強化支援事業

- 地域コミュニティ施設等の充実
- 集会施設等整備支援事業
- コミュニティ施設維持管理事業
- 天津小湊支所維持管理事業
- コミュニティセンター小湊維持管理事業

イ 居住環境の整備

- 良好な市街地環境の形成
- 都市計画事業
- 快適な居住環境の実現
- 狭あい道路整備事業
- 公園・緑地の整備
- 公園維持管理事業
- 児童遊園地等維持管理費

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合	37.8% (令和6年度)	改善	
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	30.5% (令和6年度)	改善	
住宅の耐震化率	54.0% (令和6年度)	95.0%	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援 (事業の必要性) 地域の活動拠点である集会施 設の整備についての支援が求 められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化 が図られる。	鴨川市	
		コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び 四方木ふれあい館の修繕	鴨川市	

		(事業の必要性) 自治組織等が行う活性化に向けた取組への支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。		
	(基金積立)	基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、集落の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 集落の整備が図られる。	鴨川市	
	(3)その他	狭あい道路整備事業 狭あい道路拡幅整備 5路線	鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア インフラ

用途	改善の方向性
公民館等	芝町コミュニティセンター、四方木ふれあい館は、施設の管理を維持しつつ、利用を継続する。
公園	計画的な点検、修繕など予防保全を主体とした施設管理を行い、安全性の確保とともに効率的で適切な維持管理を行う。 劣化状況の確認及び監視が可能な公園施設については、日常点検や定期点検を実施し、長寿命化のための補修又は更新を行い、公園施設の長期間にわたる機能の発揮を目指す。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興

旧天津小湊町の区域における指定文化財は、古くから民間の保護活動によって保全されてきた国指定特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」を始め、その多くが比較的良好な状態で保存されている状況にある。これらは、所有者や管理者が独自の方法で公開しているほか、説明板や標柱などの設置、所有者や管理者あるいは市が発行する出版物などで周知がなされ、その活用が図られている。

また、市民の芸術・文化活動については、公民館事業へ指導者を派遣するなど、幅広い活動支援を行っている。

今後は、引き続き指定文化財の保護及び管理を図るとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表機会の拡充を図る必要がある。また、潜在的な文化資源の掘り起こしを進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化施策を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 地域文化の振興

○文化・芸術の振興

文化活動事業

○文化施設の管理運営

文化施設運営協議会運営事業

○歴史・文化の保全と活用

文化財保護事業

資料館展示事業

市史編さん事業

鯛の浦タイ生息地保存活用事業

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
郷土資料館・文化財センターの年間利用者数	2,445人 (令和6年度)	3,000人	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援 (事業の必要性) 文化財の適正な保護に対する支援が求められている。 (事業の効果) 地域文化の振興が図られる。	清澄寺、鴨川市	
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管理 (事業の必要性) 鯛の浦タイ生息地に対する支援が求められている。 (事業効果) 地域文化の振興が図られる。	小湊妙の浦遊覧船協業組合、鴨川市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギーの利用の推進

本市が有する豊かな自然環境や景観の保護及び保全に取り組むため、環境基本計画に掲げる「豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち—未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちに—」を目指し、鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、低公害車の導入を進めるなど、行政活動の温室効果ガス排出削減の取組を進めるほか、家庭における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出を抑制するため、電気自動車などの設置促進に努める必要がある。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利用の推進

○地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画推進事業
- 住宅用設備等脱炭素化促進事業
- 環境に配慮した自動車の導入

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量削減率	64.5% (令和5年度)	65%	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援 (事業の必要性) 地球温暖化防止対策の一環として家庭における省エネルギー設備等の設置支援が求められている。 (事業の効果) 再生可能エネルギーの利用の推進が図られる。	鴨川市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 雇用対策

旧天津小湊町の区域では、少子・高齢化のほか、若年層を中心に都市部への人口流出が続いている。地域経済は総体的に伸び悩み傾向にあり、これに伴い雇用情勢も厳しい環境にあることから、雇用拡大の取組として、公共職業安定所などの関係機関との連携を図りながら、就職情報などの収集・提供などはもとより、地元への就職希望者やU・J・Iターン希望者への職業相談を促進する必要がある。

また、本市における企業立地や雇用の促進を図るため、平成26年4月から一定の要件を満たす事業所の新設又は増設に対する奨励制度を運用しており、これらを活用して雇用の場の確保に努める必要がある。

イ 協働のまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体をめぐる環境の変化や市民ニーズの多様化により、多様な主体の連携による協働のまちづくりが求められている。

近年、地域課題の解消などを目的とするボランティア団体、市民活動団体、NPOなどの活動が市内で芽生えており、引き続きこれらの団体の活動に対する支援が必要である。

また、協働のまちづくりを進めるためには、市政情報が分かりやすく市民に周知されるとともに市民の意見が市政に的確に反映される必要があることから、広報誌や市ホームページなどによる積極的な情報提供のほか、パブリックコメントや広聴事業などを通じた市民の声の把握に努める必要がある。

(2) その対策

ア 雇用対策

○雇用相談の充実

ふるさとハローワーク機能強化事業

○多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供

若年者等就職活動支援事業

シルバー人材センター事業（再掲）

○企業立地と雇用の拡大の促進

企業立地等促進事業（再掲）

イ 協働のまちづくり

○広報・広聴活動の推進

広報誌発行事業（再掲）

ホームページ等運営事業

パブリックコメント制度活用促進事業

広聴事業

○情報公開・個人情報保護の推進

情報公開制度等運営事業

○行政協力体制の整備

市政協力員設置事業

○市民活動の支援

市民活動支援事業

○民間団体による公益的活動への支援

公益活動支援事業

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
市民の完全失業率	2.7% (令和2年)	2.0%	
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	32.4% (令和6年度)	向上	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。 (事業の必要性) 市民団体の活動に対する支援が求められている。 (事業の効果) 協働によるまちづくりの推進が図られる。	鴨川市	

◎過疎地域持続的発展特別事業一覧（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センターの機能強化 (事業の必要性) 人口流出に歯止めがかからない中、移住に向けた情報発信や移住相談・支援体制の充実が求められている。 (事業の効果) 転入者数が増加し、定住促進が図られる。	鴨川市	移住・定住を支援するものであり、効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	水産業振興補助事業 水産資源種苗放流事業補助金（アワビ） 栽培漁業振興総合対策事業補助金（チョウセンハマグリ）外 (事業の必要性) 水揚げ高の減少や厳しい漁業経営への対応が求められている。 (事業の効果) 水産資源の適切な管理及び安定した漁業経営が図られる。	東安房漁業協同組合、鴨川市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
	(観光)	花壇維持管理事業 国道等の花壇への花の植栽及び管理 (事業の必要性) 魅力的な観光地として花壇の適切な維持管理が求められている。 (事業の効果) 来訪者や市民に憩いの場の提供が図られる。	鴨川市	
		海水浴場運営事業 海水浴場の開設及び運営 (事業の必要性) 夏季の主要な観光コンテンツとして海水浴場の開設が求められている。	鴨川市	

	<p>(事業の効果)</p> <p>安全・安心、快適な海水浴場を開設することで夏季の観光誘客が図られる。</p>	
	<p>市営駐車場維持管理事業</p> <p>市営駐車場の管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>市民及び観光客が必要とする駐車場の設置及び維持管理が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>駐車場の適切な維持管理を行うことで、市民及び観光客の利便性向上が図られる。</p>	鴨川市
	<p>観光街路灯維持管理事業</p> <p>観光街路灯の更新整備及び維持管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興や安全・安心な明るいまちづくりを目的に、街路灯の維持管理を主体的に行っている地域団体への支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>地域が主体的に関わり適正に維持管理を行うことで、観光地としての景観形成及び安全・安心な住空間の保全が図られる。</p>	鴨川市
	<p>海岸美化活動支援事業</p> <p>海岸美化活動の推進及び支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光スポットである美しい海岸線の維持が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>美しい海岸を提供することで、観光入込客数の増加が図られる。</p>	鴨川市
	<p>観光団体機能強化支援事業</p> <p>鴨川市観光協会及び小湊温泉組合への支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興の中核的な役割を担う観光団体の支援が求められている。</p>	鴨川市

		<p>(事業の効果) 観光団体を支援し多様化する観光ニーズに対応することで、観光入込客数及び宿泊者数の増加が図られる。</p> <p>(その他)</p> <p>小湊さとうみ学校管理運営事業 管理運営、備品購入、施設整備</p> <p>(事業の必要性) スポーツ等合宿施設の適切な運営が求められている。</p> <p>(事業の効果) 地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流が図られる。</p>		
	(基金積立)	<p>基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、産業の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果) 産業の振興が図られる。</p>	鴨川市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	<p>防災情報伝達事業 防災ラジオ 50台</p> <p>(事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境整備が求められている。</p> <p>(事業の効果) 防災対策の充実が図られる。</p>	鴨川市	情報伝達手段を確保するものであり、効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	<p>民間路線バス維持確保事業 市内線（磯貝～誕生寺入口）</p> <p>(事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>(事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。</p> <p>予約制乗合タクシー運行事業 予約制乗合タクシー運行事業補助</p>	日東交通株式会社、鴨川市 千葉トヨタ自動車	交通手段の維持確保により市民の利便性向上を図るものであり、効果は将来に及ぶ。

		<p>金 (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>(事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。</p>	株式会社、鴨川市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活) (環境)	<p>塵芥収集事業 ごみ収集運搬業務 (事業の必要性) 効率的なごみ処理の運営が求められている。</p> <p>(事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	生活環境の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
	(その他)	<p>し尿処理事務費 し尿収集業務 (事業の必要性) 効率的なし尿処理の運営が求められている。</p> <p>(事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	(防災・防犯)	<p>住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援 10件 (事業の必要性) 住宅・建築物の耐震化を促進する施策の実施が必要である。</p> <p>(事業の効果) 住宅及び建築物の耐震性向上が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>防災情報伝達事業 防災マップ作成 海拔表示板の更新 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境づくりが必要である。</p> <p>(事業の効果) 事前の防災情報の提供による被害軽減が図られる。</p>	鴨川市	

		<p>自主防災組織育成事業 組織に対する支援 9組織 (事業の必要性) 災害時に自主的に活動できる組織の育成が求められている。 (事業の効果) 地域防災力の向上により防災対策の強化が図られる。</p>	鴨川市	
	(基金積立)	<p>基金積立 生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、生活環境の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	<p>認定こども園運営事業 認定こども園の運営 (事業の必要性) 認定こども園の適正な運営が求められている。 (事業の効果) 安定した認定こども園の運営が図られる。</p>	鴨川市	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
	(高齢者・障害者福祉)	<p>放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援 (事業の必要性) 家庭環境などの変化により、放課後における児童の居場所の確保が求められている。 (事業の効果) 子育て環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及び運営 (事業の必要性)</p>	鴨川市	

	<p>対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。</p>	
	<p>地域包括支援センターサブセンター事業 地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営 (事業の必要性) 地域住民に身近な場所での相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 地域づくりや高齢者等への支援の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援 (事業の必要性) 高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活が送れる環境づくりが求められている。 (事業の効果) 食生活の自立など在宅生活の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備 (事業の必要性) 緊急時の不安を解消するため、定期的な安否確認の手段の確保が求められている。 (事業の効果) 安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市

		<p>高齢者孤立防止事業</p> <p>高齢者世帯等への訪問による安否確認</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>適切な福祉サービスとの連携や孤独感の解消が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	<p>外国語教育推進事業</p> <p>外国語指導助手（A L T）の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>外国語教育の効果的な推進が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>外国語教育や国際化に対応した人材育成などの充実が図られる。</p>	鴨川市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		<p>地域学校協働本部運営事業</p> <p>学校運営協議会推進事業</p> <p>学校運営協議会の設置</p> <p>地域学校協働活動推進員の配置</p> <p>学校支援ボランティアの登録</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要がある。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>地域と一体となった学校づくりの充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>生徒通学費補助事業</p> <p>安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>遠距離通学生徒の保護者への支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>小学校教育コンピュータ管理事業</p> <p>タブレット P C のリース、保守管理 外</p> <p>(事業の必要性)</p>	鴨川市	

	<p>ＩＣＴを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットＰＣを活用した学習活動の充実が図られる。</p>	
	<p>中学校教育コンピュータ管理事業 タブレットＰＣのリース、保守管理　外</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>ＩＣＴを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットＰＣを活用した学習活動の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>小学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>中学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>児童援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる児童の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市
	<p>生徒援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給</p>	鴨川市

	<p>(事業の必要性) 就学困難と認められる生徒の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果) 保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p> <p>小学校管理運営事業 園児、児童送迎用バスの運行</p> <p>(事業の必要性) 遠隔地から通園・通学する園児・児童に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果) 安全かつ確実な上下校の確保が図られる。</p> <p>図書・A V資料購入事業 (事業の必要性) 豊富な図書資料の収集や提供体制の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果) 読書環境の充実が図られる。</p> <p>放課後子ども教室運営事業 放課後子ども教室(土曜スクール)の運営支援</p> <p>(事業の必要性) 土曜日等において小学生が安心して活動できる場の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果) 学習環境の充実が図られる。</p> <p>基金積立 教育の振興に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、教育の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果) 教育の振興が図られる。</p>	
--	--	--

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援 (事業の必要性) 地域の活動拠点である集会施設の整備についての支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。	鴨川市	地域コミュニティの活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び四方木ふれあい館の修繕 (事業の必要性) 自治組織等が行う活性化に向けた取組への支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。	鴨川市	
		基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、集落の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 集落の整備が図られる。	鴨川市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援 (事業の必要性) 文化財の適正な保護に対する支援が求められている。 (事業の効果) 地域文化の振興が図られる。	清澄寺、鴨川市	文化財保護に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管理 (事業の必要性) 鯛の浦タイ生息地に対する支援が求められている。 (事業効果)	小湊妙の浦遊覧船協業組合、鴨川市	

		地域文化の振興が図られる。		
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援 (事業の必要性) 地球温暖化防止対策の一環として家庭における省エネルギー設備等の設置支援が求められている。 (事業の効果) 再生可能エネルギーの利用の推進が図られる。	鴨川市	省エネルギーに資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関する必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。 (事業の必要性) 市民団体の活動に対する支援が求められている。 (事業の効果) 協働によるまちづくりの推進が図られる。	鴨川市	地域や団体の自主的な活動を支援するものであり、効果は将来に及ぶ。

鴨川市企画総務部企画政策課
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450
TEL 04-7093-7828